

議案第25号

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に
関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方公務員の給与制度の総合的見直しに基づき、本市においても給与を減額改定するとともに、育児休業取得の一助として、期末手当の算定に当たり在職期間から育児休業期間を除算する規定を改正するため、本案を提出するものであります。

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	370,500円
2	417,500円
3	467,200円
4	532,800円
5	607,200円
6	691,000円
7	777,000円

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の10」を「100分の11」に改める。

第17条第8項第2号中「育児休業をしていた期間」を「育児休業をしている期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である場合を除く。）」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員	1	138,600	197,900	221,400	224,100	283,200	493,100
以外の職員	2	139,700	199,800	223,300	226,000	285,600	
	3	140,800	201,700	225,200	227,900	288,000	

4	141,900	203,600	227,100	229,800	290,300	
5	143,000	205,500	229,000	231,800	292,600	
6	144,100	207,400	230,900	233,700	295,000	
7	145,200	209,200	232,800	235,600	297,400	
8	146,300	211,100	234,800	237,600	299,700	
9	147,400	213,100	236,800	239,600	302,100	
10	148,500	215,000	238,700	241,600	304,600	
11	149,600	216,800	240,600	243,600	307,000	
12	150,700	218,700	242,600	245,600	309,500	
13	151,800	220,700	244,600	247,600	311,900	
14	153,200	222,600	246,600	249,700	314,400	
15	154,600	224,400	248,600	251,800	316,900	
16	156,000	226,300	250,600	253,900	319,300	
17	157,500	228,300	252,700	256,100	321,800	
18	159,700	230,200	254,800	258,300	324,400	
19	161,900	232,000	256,800	260,500	327,100	
20	164,200	233,900	258,900	262,700	329,700	
21	166,500	235,900	261,000	264,900	332,300	
22	168,500	237,800	263,000	267,100	335,000	
23	170,500	239,600	265,100	269,300	337,700	
24	172,500	241,500	267,300	271,500	340,400	
25	174,500	243,500	269,400	273,800	343,100	
26	176,600	245,400	271,500	276,100	345,800	
27	178,600	247,200	273,600	278,400	348,600	
28	180,700	249,100	275,800	280,700	351,400	
29	182,700	251,100	278,000	283,000	354,200	
30	184,700	253,200	280,200	285,300	357,200	
31	186,800	255,200	282,300	287,700	360,100	
32	188,900	257,300	284,500	290,000	363,000	
33	191,100	259,300	286,700	292,300	366,000	

34	193,200	261,200	288,900	294,700	368,900	
35	195,200	263,100	291,100	297,100	371,700	
36	197,200	265,000	293,300	299,400	374,500	
37	199,200	266,800	295,500	301,800	377,100	
38	201,100	268,600	297,600	304,200	379,700	
39	202,900	270,400	299,800	306,600	382,100	
40	204,700	272,300	302,000	309,100	384,600	
41	206,500	274,100	304,300	311,500	387,100	
42	208,300	276,000	306,600	313,900	389,500	
43	210,100	277,800	309,000	316,400	391,900	
44	211,800	279,600	311,300	318,800	394,300	
45	213,500	281,400	313,600	321,300	396,800	
46	215,300	283,200	315,700	323,800	399,200	
47	217,100	285,000	317,900	326,300	401,500	
48	218,800	286,900	320,000	328,900	403,800	
49	220,500	288,700	322,000	331,500	406,200	
50	222,200	290,500	324,100	334,200	408,600	
51	223,900	292,300	326,200	336,900	410,900	
52	225,600	294,100	328,300	339,600	413,100	
53	227,300	295,900	330,400	342,300	415,200	
54	229,000	297,700	332,500	344,900	417,200	
55	230,700	299,500	334,600	347,400	419,300	
56	232,400	301,200	336,700	349,800	421,300	
57	234,100	302,900	338,700	352,100	423,200	
58	235,700	304,600	340,800	354,400	425,100	
59	237,400	306,300	342,800	356,600	426,900	
60	239,000	308,000	344,800	358,700	428,700	
61	240,600	309,700	346,800	360,700	430,500	
62	242,200	311,300	348,700	362,700	432,000	
63	243,900	313,000	350,700	364,700	433,100	

64	245,500	314,600	352,600	366,600	434,000	
65	247,100	316,100	354,400	368,500	434,900	
66	248,800	317,700	356,200	370,300	435,700	
67	250,400	319,200	358,100	372,000	436,400	
68	252,000	320,800	359,900	373,600	437,100	
69	253,600	322,300	361,700	375,200	437,800	
70	255,300	323,800	363,000	376,400	438,500	
71	256,900	325,200	364,300	377,500	439,200	
72	258,500	326,700	365,400	378,400	439,900	
73	260,100	328,200	366,600	379,300	440,600	
74	261,700	329,700	367,900	380,200	441,300	
75	263,400	331,200	369,100	381,100	442,000	
76	265,000	332,600	370,300	381,900	442,600	
77	266,600	333,900	371,400	382,700	443,200	
78	268,200	335,200	372,200	383,500	443,900	
79	269,800	336,400	373,100	384,300	444,500	
80	271,300	337,500	374,000	385,100	445,100	
81	272,800	338,600	374,900	385,900	445,700	
82	274,400	339,700	375,800	386,600	446,300	
83	275,900	340,700	376,600	387,300	446,900	
84	277,400	341,600	377,400	387,900	447,500	
85	278,900	342,500	378,300	388,500	448,100	
86	280,500	343,400	379,200	389,100	448,700	
87	282,000	344,100	380,000	389,700	449,300	
88	283,500	344,800	380,800	390,300	449,800	
89	285,000	345,500	381,600	390,900	450,300	
90	286,400	346,100	382,100	391,500	450,900	
91	287,900	346,600	382,600	392,100	451,400	
92	289,400	347,000	383,200	392,600	451,900	
93	290,800	347,500	383,800	393,100	452,400	

94	292,200	348,000	384,400	393,700	452,900	
95	293,600	348,500	384,900	394,200	453,400	
96	295,000	349,000	385,400	394,700	453,900	
97	296,400	349,400	385,900	395,200	454,300	
98	297,700	349,900	386,400	395,700		
99	298,900	350,300	387,000	396,200		
100	300,200	350,800	387,500	396,700		
101	301,400	351,300	387,900	397,200		
102	302,600	351,700	388,400	397,700		
103	303,800	352,200	389,000	398,200		
104	304,900	352,700	389,500	398,700		
105	306,000	353,100	389,900	399,100		
106	306,900	353,500	390,400	399,600		
107	307,800	353,900	390,900	400,100		
108	308,700	354,300	391,400	400,500		
109	309,500	354,700	391,900	400,900		
110	310,200	355,100	392,400	401,400		
111	310,900	355,500	392,900	401,900		
112	311,600	355,900	393,300	402,300		
113	312,300	356,300	393,800	402,700		
114	312,700	356,700	394,200	403,200		
115	313,200	357,100	394,700	403,700		
116	313,700	357,500	395,100	404,100		
117	314,100	357,900	395,500	404,500		
118	314,500	358,300	396,000	405,000		
119	314,800	358,700	396,400	405,400		
120	315,100	359,100	396,800	405,800		
121	315,400	359,500	397,200	406,200		
122	315,800	359,800	397,600	406,700		
123	316,100	360,200	398,100	407,100		

124	316,400	360,600	398,500	407,500		
125	316,700	361,000	398,900	407,900		
126	317,100	361,300	399,300	408,400		
127	317,400	361,700	399,700	408,800		
128	317,700	362,100	400,200	409,200		
129	318,000	362,500	400,600	409,600		
130	318,400		401,100	410,100		
131	318,700		401,500	410,500		
132	319,000		401,900	410,900		
133	319,300		402,300	411,300		
134	319,700		402,700	411,700		
135	320,000		403,100	412,100		
136	320,300		403,500	412,500		
137	320,600		403,900	412,900		
138	320,900		404,300	413,300		
139	321,300		404,700	413,700		
140	321,600		405,100	414,100		
141	321,900		405,500	414,500		
142	322,200					
143	322,500					
144	322,800					
145	323,100					
146	323,400					
147	323,700					
148	324,000					
149	324,300					
150	324,600					
151	324,900					
152	325,200					
153	325,500					

再任用職員	198,100	230,100	264,100	270,600	312,600	428,500
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。

3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず155,100円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級 号	1級	2級	3級	4級
	再任用職員	1	129,400	226,500	265,200
以外の職員	2	129,900	228,400	267,000	298,800
	3	130,400	230,100	268,800	300,900
	4	130,900	231,900	270,600	303,000
	5	131,400	233,600	272,400	305,100
	6	131,900	235,200	274,300	307,200
	7	132,400	236,900	276,100	309,300
	8	133,000	238,500	277,900	311,400
	9	133,600	240,100	279,800	313,400
	10	134,100	241,700	281,700	315,400
	11	134,800	243,300	283,500	317,400
	12	135,400	244,900	285,300	319,400
	13	136,000	246,500	287,100	321,300
	14	136,800	248,100	288,900	323,300
	15	137,700	249,700	290,600	325,200
	16	138,600	251,300	292,300	327,100
	17	139,500	252,900	294,000	329,000
	18	140,600	254,500	295,800	330,900
	19	141,800	256,100	297,400	332,800
	20	143,000	257,700	299,100	334,800

21	144,200	259,300	300,800	336,600
22	145,400	260,900	302,400	338,500
23	146,600	262,500	304,000	340,300
24	147,800	264,100	305,600	342,100
25	149,000	265,700	307,200	343,900
26	150,400	267,300	308,700	345,600
27	151,900	269,000	310,200	347,200
28	153,400	270,600	311,600	348,800
29	154,900	272,100	313,000	350,400
30	156,500	273,700	314,500	351,600
31	158,100	275,200	315,900	352,800
32	159,700	276,600	317,300	354,000
33	161,400	278,100	318,700	355,200
34	163,000	279,600	320,100	356,300
35	164,700	280,900	321,500	357,300
36	166,400	282,300	322,800	358,400
37	168,100	283,600	324,100	359,400
38	169,700	285,000	325,300	360,400
39	171,400	286,400	326,500	361,300
40	173,100	287,600	327,600	362,200
41	174,800	288,900	328,800	363,100
42	176,300	290,100	329,800	363,900
43	177,700	291,300	330,700	364,700
44	179,100	292,400	331,600	365,500
45	180,500	293,500	332,500	366,200
46	181,900	294,500	333,400	366,800
47	183,300	295,500	334,200	367,400
48	184,700	296,500	335,000	368,000
49	186,000	297,500	335,800	368,500
50	187,600	298,500	336,600	369,000

51	189,200	299,400	337,300	369,400
52	190,700	300,300	338,000	369,800
53	192,200	301,200	338,700	370,200
54	193,800	302,100	339,400	370,600
55	195,400	303,000	340,000	371,000
56	197,000	303,800	340,600	371,400
57	198,600	304,600	341,200	371,700
58	200,000	305,400	341,700	372,100
59	201,600	306,200	342,200	372,500
60	203,100	307,000	342,700	372,900
61	204,600	307,800	343,100	373,200
62	206,200	308,400	343,500	373,600
63	207,700	309,000	343,900	374,000
64	209,200	309,600	344,300	374,300
65	210,700	310,200	344,700	374,600
66	212,200	310,800	345,100	375,000
67	213,700	311,400	345,500	375,400
68	215,200	312,000	345,900	375,700
69	216,700	312,500	346,200	376,000
70	218,200	313,100	346,600	376,400
71	219,800	313,600	347,000	376,800
72	221,100	314,100	347,300	377,100
73	222,500	314,600	347,600	377,400
74	224,100	315,100	348,000	377,700
75	225,600	315,600	348,300	378,000
76	227,000	316,100	348,600	378,300
77	228,400	316,500	348,900	378,600
78	229,800	317,000	349,300	378,900
79	231,300	317,400	349,600	379,200
80	232,800	317,800	349,900	379,500
81	234,100	318,200	350,200	379,800

82	235,600	318,600	350,500	380,100
83	237,200	319,000	350,800	380,400
84	238,600	319,300	351,100	380,700
85	240,000	319,600	351,400	381,000
86	241,500	320,000	351,700	381,300
87	242,900	320,400	352,000	381,600
88	244,400	320,700	352,300	381,900
89	245,800	321,000	352,600	382,200
90	247,200	321,400	352,900	382,500
91	248,600	321,700	353,200	382,800
92	250,000	322,000	353,500	383,100
93	251,400	322,300	353,800	383,400
94	252,900	322,700	354,100	383,700
95	254,300	323,000	354,400	384,000
96	255,600	323,300	354,700	384,300
97	256,800	323,600	355,000	384,600
98	258,200	324,000	355,300	384,900
99	259,600	324,300	355,600	385,200
100	261,000	324,600	355,900	385,500
101	262,100	324,900	356,200	385,800
102	263,400	325,200	356,500	386,100
103	264,700	325,500	356,800	386,400
104	265,900	325,800	357,100	386,700
105	267,100	326,100	357,400	387,000
106	268,100	326,500	357,700	387,300
107	269,100	326,800	358,000	387,600
108	270,100	327,000	358,300	387,900
109	271,100	327,300	358,600	388,200
110	272,100	327,600	358,900	388,500
111	273,100	327,900	359,200	388,800
112	273,800	328,200	359,500	389,100

113	274,700	328,500	359,800	389,400
114	275,500	328,800	360,100	389,700
115	276,300	329,100	360,400	390,000
116	277,100	329,400	360,700	390,300
117	277,800	329,700	361,000	390,600
118	278,400	330,000	361,300	390,900
119	279,000	330,300	361,600	391,200
120	279,600	330,600	361,900	391,500
121	280,100	330,900	362,200	391,800
122	280,600	331,200	362,500	392,100
123	281,000	331,500	362,800	392,400
124	281,400	331,800	363,100	392,700
125	281,800	332,100	363,400	393,000
126	282,200	332,400	363,700	393,300
127	282,600	332,700	364,000	393,600
128	283,000	333,000	364,300	393,900
129	283,300	333,300	364,600	394,200
130	283,700	333,600	364,900	394,500
131	284,100	333,900	365,200	394,800
132	284,500	334,200	365,500	395,100
133	284,800	334,500	365,800	395,400
134	285,100	334,800	366,100	395,700
135	285,400	335,100	366,400	396,000
136	285,700	335,400	366,700	396,300
137	286,000	335,700	367,000	396,600
138	286,300	336,000	367,300	396,900
139	286,600	336,300	367,600	397,200
140	286,900	336,600	367,900	397,500
141	287,200	336,900	368,200	397,800
142	287,500	337,200	368,500	398,100
143	287,800	337,500	368,800	398,400

144	288,100	337,800	369,100	398,700
145	288,400	338,100	369,400	399,000
146	288,700	338,400	369,700	399,300
147	289,000	338,700	370,000	399,600
148	289,300	339,000	370,300	399,900
149	289,600	339,300	370,600	400,200
150	289,900	339,600	370,900	
151	290,200	339,900	371,200	
152	290,500	340,200	371,500	
153	290,800	340,500	371,800	
154	291,100	340,800	372,100	
155	291,400	341,100	372,400	
156	291,700	341,400	372,700	
157	292,000	341,700	373,000	
158	292,300	342,000	373,300	
159	292,600	342,300	373,600	
160	292,900	342,600	373,900	
161	293,200	342,900	374,200	
162	293,500	343,200	374,500	
163	293,800	343,500	374,800	
164	294,100	343,800	375,100	
165	294,400	344,100	375,400	
166	294,700	344,400	375,700	
167	295,000	344,700	376,000	
168	295,300	345,000	376,300	
169	295,600	345,300	376,600	
170	295,900	345,600	376,900	
171	296,200	345,900	377,200	
172	296,500	346,200	377,500	
173	296,800	346,500	377,800	
174	297,100	346,800	378,100	

175	297,400	347,100	378,400	
176	297,700	347,400	378,700	
177	298,000	347,700	379,000	
178	298,300	348,000	379,300	
179	298,600	348,300	379,600	
180	298,900	348,600	379,900	
181	299,200	348,900	380,200	
182	299,500	349,200	380,500	
183	299,800	349,500	380,800	
184	300,100	349,800	381,100	
185	300,400	350,100	381,400	
186	300,700	350,400	381,700	
187	301,000	350,700	382,000	
188	301,300	351,000	382,300	
189	301,600	351,300	382,600	
190	301,900	351,600	382,900	
191	302,200	351,900	383,200	
192	302,500	352,200	383,500	
193	302,800	352,500	383,800	
194	303,100	352,800		
195	303,400	353,100		
196	303,700	353,400		
197	304,000	353,700		
198	304,300	354,000		
199	304,600	354,300		
200	304,900	354,600		
201	305,200	354,900		
202	305,500	355,200		
203	305,800	355,500		
204	306,100	355,800		
205	306,400	356,100		

206	306,700	356,400		
207	307,000	356,700		
208	307,300	357,000		
209	307,600	357,300		
210	307,900	357,600		
211	308,200	357,900		
212	308,500	358,200		
213	308,800	358,500		
214	309,100	358,800		
215	309,400	359,100		
216	309,700	359,400		
217	310,000	359,700		
218	310,300	360,000		
219	310,600	360,300		
220	310,900	360,600		
221	311,200	360,900		
222	311,500	361,200		
223	311,800	361,500		
224	312,100	361,800		
225	312,400	362,100		
226	312,700			
227	313,000			
228	313,300			
229	313,600			
230	313,900			
231	314,200			
232	314,500			
233	314,800			
234	315,100			
235	315,400			

236	315,700			
237	316,000			
238	316,300			
239	316,600			
240	316,900			
241	317,200			
242	317,500			
243	317,800			
244	318,100			
245	318,400			
246	318,700			
247	319,000			
248	319,300			
249	319,600			
250	319,900			
251	320,200			
252	320,500			
253	320,800			
254	321,100			
255	321,400			
256	321,700			
257	322,000			
258	322,300			
259	322,600			
260	322,900			
261	323,200			
262	323,500			
263	323,800			
264	324,100			
265	324,400			

	266	324,700			
	267	325,000			
	268	325,300			
	269	325,600			
	270	325,900			
	271	326,200			
	272	326,500			
	273	326,800			
再任用職員		207,800	222,100	242,300	273,600

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行し、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第8項第2号の規定は、同年3月2日から適用する。

(号給の切替え)

- 2 平成27年4月1日（次項において「切替日」という。）の前日において、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受ける職員で、職務の級が4級である者の改正後の給与条例別表第1における号給（次項において「新号給」という。）は、同日にその者が受けていた号給（次項において「旧号給」という。）に応じて付則別表に定める号給とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 3 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の改正後の給与条例第4条第3項の規定の適用については、切替日の前日における旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

付則別表

号給切替表

旧号給	新号給
1	17
2	18

3	19
4	20
5	21
6	22
7	23
8	24
9	25
10	26
11	27
12	28
13	29
14	30
15	31
16	32
17	33
18	35
19	36
20	37
21	37
22	38
23	38
24	39
25	40
26	41
27	42
28	43
29	43
30	44
31	45
32	46
33	47

34	48
35	49
36	50
37	51
38	52
39	53
40	53
41	54
42	55
43	56
44	57
45	58
46	59
47	60
48	61
49	62
50	63
51	64
52	65
53	67
54	68
55	69
56	70
57	72
58	74
59	76
60	77
61	79
62	81
63	82
64	84

65	86
66	89
67	91
68	93
69	94
70	97
71	99
72	101
73	103
74	104
75	106
76	107
77	109
78	110
79	111
80	113
81	114
82	115
83	117
84	118
85	119
86	120
87	121
88	122
89	123
90	125
91	126
92	127
93	128
94	129
95	131

96	132
97	133
98	134
99	135
100	136
101	137
102	138
103	139
104	140
105	141
106	141
107	141
108	141
109	141
110	141
111	141
112	141
113	141
114	141
115	141
116	141
117	141
118	141
119	141
120	141
121	141
122	141
123	141
124	141
125	141

議案第25号資料1

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、次の表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="496 1854 810 2089"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>370,500円</td></tr> <tr><td>2</td><td>417,500円</td></tr> <tr><td>3</td><td>467,200円</td></tr> <tr><td>4</td><td>532,800円</td></tr> <tr><td>5</td><td>607,200円</td></tr> <tr><td>6</td><td>691,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>777,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p> <p>付則(抄) (施行期日等) 1 この条例は、平成27年4月1日から施行(中略)する。 2 } 3 } 省略</p>	号給	給料月額	1	370,500円	2	417,500円	3	467,200円	4	532,800円	5	607,200円	6	691,000円	7	777,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、次の表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="496 987 810 1223"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,900円</td></tr> <tr><td>2</td><td>424,600円</td></tr> <tr><td>3</td><td>475,300円</td></tr> <tr><td>4</td><td>542,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>617,700円</td></tr> <tr><td>6</td><td>703,200円</td></tr> <tr><td>7</td><td>793,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p>	号給	給料月額	1	376,900円	2	424,600円	3	475,300円	4	542,000円	5	617,700円	6	703,200円	7	793,000円	<p>給料月額の改定</p>
号給	給料月額																																	
1	370,500円																																	
2	417,500円																																	
3	467,200円																																	
4	532,800円																																	
5	607,200円																																	
6	691,000円																																	
7	777,000円																																	
号給	給料月額																																	
1	376,900円																																	
2	424,600円																																	
3	475,300円																																	
4	542,000円																																	
5	617,700円																																	
6	703,200円																																	
7	793,000円																																	

職員の給与に関する条例 (第2条関係)

改正条例

(地域手当)
 第8条 省略
 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額
 の合計額に100分の11を乗じて得た額とする。
 3 省略
 (期末手当)
 第17条 省略
 2 } 省略
 }
 7 }

8 第2項に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として
 在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。
 (1) 省略
 (2) 育児休業法第2条及び第3条の規定により育児休業をしてい
 る期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上ある
 ときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である場
 合を除く。)については、その2分の1の期間

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区 分	級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職	1	138,600	197,900	221,400	224,100	283,200	493,100
員以外の 職員	2	139,700	199,800	223,300	226,000	285,600	
	3	140,800	201,700	225,200	227,900	288,000	
	4	141,900	203,600	227,100	229,800	290,300	
	5	143,000	205,500	229,000	231,800	292,600	
	6	144,100	207,400	230,900	233,700	295,000	
	7	145,200	209,200	232,800	235,600	297,400	

現行条例

(地域手当)
 第8条 省略
 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額
 の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。
 3 省略
 (期末手当)
 第17条 省略
 2 } 省略
 }
 7 }

8 第2項に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として
 在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。
 (1) 省略
 (2) 育児休業法第2条及び第3条の規定により育児休業をしてい
 た期間については、その2分の1の期間

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区 分	級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職	1	138,600	201,400	225,200	258,900	288,200	501,700
員以外の 職員	2	139,700	203,300	227,200	260,900	290,600	
	3	140,800	205,200	229,200	263,000	293,000	
	4	141,900	207,200	231,100	265,200	295,400	
	5	143,000	209,100	233,000	267,300	297,800	
	6	144,100	211,000	234,900	269,400	300,200	
	7	145,200	212,900	236,900	271,600	302,600	

備考

支給率の改定

適用除外規定の整
備

給料表の改定

8	146,300	211,100	234,800	237,600	299,700	
9	147,400	213,100	236,800	239,600	302,100	
10	148,500	215,000	238,700	241,600	304,600	
11	149,600	216,800	240,600	243,600	307,000	
12	150,700	218,700	242,600	245,600	309,500	
13	151,800	220,700	244,600	247,600	311,900	
14	153,200	222,600	246,600	249,700	314,400	
15	154,600	224,400	248,600	251,800	316,900	
16	156,000	226,300	250,600	253,900	319,300	
17	157,500	228,300	252,700	256,100	321,800	
18	159,700	230,200	254,800	258,300	324,400	
19	161,900	232,000	256,800	260,500	327,100	
20	164,200	233,900	258,900	262,700	329,700	
21	166,500	235,900	261,000	264,900	332,300	
22	168,500	237,800	263,000	267,100	335,000	
23	170,500	239,600	265,100	269,300	337,700	
24	172,500	241,500	267,300	271,500	340,400	
25	174,500	243,500	269,400	273,800	343,100	
26	176,600	245,400	271,500	276,100	345,800	
27	178,600	247,200	273,600	278,400	348,600	
28	180,700	249,100	275,800	280,700	351,400	
29	182,700	251,100	278,000	283,000	354,200	
30	184,700	253,200	280,200	285,300	357,200	
31	186,800	255,200	282,300	287,700	360,100	
32	188,900	257,300	284,500	290,000	363,000	
33	191,100	259,300	286,700	292,300	366,000	
34	193,200	261,200	288,900	294,700	368,900	
35	195,200	263,100	291,100	297,100	371,700	
36	197,200	265,000	293,300	299,400	374,500	
37	199,200	266,800	295,500	301,800	377,100	
38	201,100	268,600	297,600	304,200	379,700	
39	202,900	270,400	299,800	306,600	382,100	

8	146,300	214,800	238,900	273,800	305,000	
9	147,400	216,800	240,900	276,000	307,400	
10	148,500	218,700	242,800	278,200	309,900	
11	149,600	220,600	244,800	280,400	312,300	
12	150,700	222,500	246,800	282,600	314,800	
13	151,800	224,500	248,800	284,800	317,300	
14	153,200	226,400	250,900	287,100	319,800	
15	154,600	228,300	252,900	289,400	322,400	
16	156,000	230,200	255,000	291,700	324,900	
17	157,500	232,200	257,100	293,900	327,400	
18	159,700	234,100	259,200	296,200	330,000	
19	161,900	236,000	261,300	298,500	332,700	
20	164,200	237,900	263,400	300,700	335,400	
21	166,500	239,900	265,500	303,000	338,100	
22	168,500	241,900	267,600	305,300	340,800	
23	170,500	243,800	269,700	307,700	343,500	
24	172,500	245,700	271,900	310,100	346,300	
25	174,500	247,700	274,100	312,400	349,100	
26	176,600	249,700	276,300	314,700	351,900	
27	178,600	251,600	278,400	317,100	354,700	
28	180,700	253,500	280,600	319,500	357,600	
29	182,700	255,500	282,800	321,900	360,500	
30	184,800	257,500	285,100	324,300	363,500	
31	187,000	259,600	287,300	326,700	366,400	
32	189,200	261,700	289,500	329,100	369,300	
33	191,500	263,700	291,700	331,500	372,300	
34	193,700	265,600	293,900	334,100	375,200	
35	195,800	267,600	296,200	336,600	378,000	
36	197,900	269,500	298,400	339,000	380,800	
37	200,000	271,400	300,600	341,400	383,500	
38	202,000	273,200	302,800	343,700	386,100	
39	203,900	275,100	305,100	345,900	388,600	

40	204, 700	272, 300	302, 000	309, 100	384, 600	
41	206, 500	274, 100	304, 300	311, 500	387, 100	
42	208, 300	276, 000	306, 600	313, 900	389, 500	
43	210, 100	277, 800	309, 000	316, 400	391, 900	
44	211, 800	279, 600	311, 300	318, 800	394, 300	
45	213, 500	281, 400	313, 600	321, 300	396, 800	
46	215, 300	283, 200	315, 700	323, 800	399, 200	
47	217, 100	285, 000	317, 900	326, 300	401, 500	
48	218, 800	286, 900	320, 000	328, 900	403, 800	
49	220, 500	288, 700	322, 000	331, 500	406, 200	
50	222, 200	290, 500	324, 100	334, 200	408, 600	
51	223, 900	292, 300	326, 200	336, 900	410, 900	
52	225, 600	294, 100	328, 300	339, 600	413, 100	
53	227, 300	295, 900	330, 400	342, 300	415, 200	
54	229, 000	297, 700	332, 500	344, 900	417, 200	
55	230, 700	299, 500	334, 600	347, 400	419, 300	
56	232, 400	301, 200	336, 700	349, 800	421, 300	
57	234, 100	302, 900	338, 700	352, 100	423, 200	
58	235, 700	304, 600	340, 800	354, 400	425, 100	
59	237, 400	306, 300	342, 800	356, 600	426, 900	
60	239, 000	308, 000	344, 800	358, 700	428, 700	
61	240, 600	309, 700	346, 800	360, 700	430, 500	
62	242, 200	311, 300	348, 700	362, 700	432, 000	
63	243, 900	313, 000	350, 700	364, 700	433, 100	
64	245, 500	314, 600	352, 600	366, 600	434, 000	
65	247, 100	316, 100	354, 400	368, 500	434, 900	
66	248, 800	317, 700	356, 200	370, 300	435, 700	
67	250, 400	319, 200	358, 100	372, 000	436, 400	
68	252, 000	320, 800	359, 900	373, 600	437, 100	
69	253, 600	322, 300	361, 700	375, 200	437, 800	
70	255, 300	323, 800	363, 000	376, 400	438, 500	
71	256, 900	325, 200	364, 300	377, 500	439, 200	

40	205, 800	277, 000	307, 300	348, 200	391, 100	
41	207, 700	278, 800	309, 600	350, 400	393, 600	
42	209, 600	280, 700	311, 900	352, 600	396, 100	
43	211, 500	282, 600	314, 300	354, 900	398, 600	
44	213, 300	284, 400	316, 600	357, 100	401, 100	
45	215, 100	286, 200	318, 900	359, 300	403, 600	
46	217, 000	288, 000	321, 100	361, 600	406, 000	
47	218, 900	289, 900	323, 300	363, 800	408, 400	
48	220, 700	291, 800	325, 400	366, 000	410, 800	
49	222, 500	293, 600	327, 500	368, 200	413, 200	
50	224, 300	295, 500	329, 700	370, 300	415, 600	
51	226, 100	297, 300	331, 800	372, 500	417, 900	
52	227, 900	299, 100	334, 000	374, 700	420, 200	
53	229, 700	300, 900	336, 100	376, 900	422, 400	
54	231, 500	302, 800	338, 300	378, 900	424, 500	
55	233, 300	304, 600	340, 500	380, 900	426, 600	
56	235, 100	306, 400	342, 600	382, 900	428, 600	
57	236, 900	308, 200	344, 700	385, 000	430, 600	
58	238, 600	310, 000	346, 800	386, 500	432, 500	
59	240, 400	311, 700	348, 900	387, 900	434, 400	
60	242, 100	313, 400	350, 900	389, 300	436, 200	
61	243, 800	315, 200	352, 900	390, 600	438, 000	
62	245, 500	316, 800	354, 900	392, 000	439, 500	
63	247, 300	318, 500	356, 900	393, 400	440, 600	
64	249, 000	320, 100	358, 800	394, 700	441, 500	
65	250, 700	321, 700	360, 600	396, 000	442, 400	
66	252, 500	323, 300	362, 500	397, 300	443, 200	
67	254, 200	324, 800	364, 400	398, 500	444, 000	
68	255, 900	326, 400	366, 300	399, 600	444, 700	
69	257, 600	327, 900	368, 100	400, 700	445, 400	
70	259, 400	329, 400	369, 400	401, 800	446, 100	
71	261, 100	330, 900	370, 700	402, 800	446, 800	

72	258,500	326,700	365,400	378,400	439,900	
73	260,100	328,200	366,600	379,300	440,600	
74	261,700	329,700	367,900	380,200	441,300	
75	263,400	331,200	369,100	381,100	442,000	
76	265,000	332,600	370,300	381,900	442,600	
77	266,600	333,900	371,400	382,700	443,200	
78	268,200	335,200	372,200	383,500	443,900	
79	269,800	336,400	373,100	384,300	444,500	
80	271,300	337,500	374,000	385,100	445,100	
81	272,800	338,600	374,900	385,900	445,700	
82	274,400	339,700	375,800	386,600	446,300	
83	275,900	340,700	376,600	387,300	446,900	
84	277,400	341,600	377,400	387,900	447,500	
85	278,900	342,500	378,300	388,500	448,100	
86	280,500	343,400	379,200	389,100	448,700	
87	282,000	344,100	380,000	389,700	449,300	
88	283,500	344,800	380,800	390,300	449,800	
89	285,000	345,500	381,600	390,900	450,300	
90	286,400	346,100	382,100	391,500	450,900	
91	287,900	346,600	382,600	392,100	451,400	
92	289,400	347,000	383,200	392,600	451,900	
93	290,800	347,500	383,800	393,100	452,400	
94	292,200	348,000	384,400	393,700	452,900	
95	293,600	348,500	384,900	394,200	453,400	
96	295,000	349,000	385,400	394,700	453,900	
97	296,400	349,400	385,900	395,200	454,300	
98	297,700	349,900	386,400	395,700		
99	298,900	350,300	387,000	396,200		
100	300,200	350,800	387,500	396,700		
101	301,400	351,300	387,900	397,200		
102	302,600	351,700	388,400	397,700		
103	303,800	352,200	389,000	398,200		

72	262,800	332,400	371,900	403,800	447,500	
73	264,500	334,000	373,100	404,800	448,200	
74	266,200	335,500	374,400	405,500	448,900	
75	268,000	337,000	375,600	406,300	449,600	
76	269,700	338,400	376,800	407,100	450,200	
77	271,400	339,800	378,000	407,800	450,800	
78	273,100	341,100	378,800	408,400	451,500	
79	274,800	342,300	379,700	409,000	452,100	
80	276,400	343,500	380,600	409,600	452,700	
81	278,000	344,700	381,500	410,200	453,300	
82	279,700	345,800	382,400	410,800	453,900	
83	281,300	346,900	383,200	411,300	454,500	
84	282,900	347,900	384,100	411,800	455,100	
85	284,500	348,900	385,000	412,300	455,700	
86	286,200	349,800	385,900	412,800	456,300	
87	287,800	350,600	386,700	413,300	456,900	
88	289,400	351,400	387,500	413,800	457,400	
89	291,000	352,200	388,300	414,300	458,000	
90	292,500	352,800	388,900	414,900	458,600	
91	294,100	353,400	389,400	415,400	459,100	
92	295,700	353,900	390,000	415,900	459,600	
93	297,200	354,500	390,600	416,300	460,100	
94	298,700	355,000	391,200	416,800	460,600	
95	300,200	355,600	391,700	417,400	461,100	
96	301,700	356,200	392,200	417,900	461,600	
97	303,200	356,700	392,700	418,300	462,000	
98	304,600	357,200	393,200	418,700		
99	305,900	357,600	393,800	419,200		
100	307,300	358,100	394,300	419,600		
101	308,600	358,600	394,800	420,000		
102	309,900	359,000	395,300	420,500		
103	311,200	359,500	395,900	420,900		

104	304,900	352,700	389,500	398,700		
105	306,000	353,100	389,900	399,100		
106	306,900	353,500	390,400	399,600		
107	307,800	353,900	390,900	400,100		
108	308,700	354,300	391,400	400,500		
109	309,500	354,700	391,900	400,900		
110	310,200	355,100	392,400	401,400		
111	310,900	355,500	392,900	401,900		
112	311,600	355,900	393,300	402,300		
113	312,300	356,300	393,800	402,700		
114	312,700	356,700	394,200	403,200		
115	313,200	357,100	394,700	403,700		
116	313,700	357,500	395,100	404,100		
117	314,100	357,900	395,500	404,500		
118	314,500	358,300	396,000	405,000		
119	314,800	358,700	396,400	405,400		
120	315,100	359,100	396,800	405,800		
121	315,400	359,500	397,200	406,200		
122	315,800	359,800	397,600	406,700		
123	316,100	360,200	398,100	407,100		
124	316,400	360,600	398,500	407,500		
125	316,700	361,000	398,900	407,900		
126	317,100	361,300	399,300	408,400		
127	317,400	361,700	399,700	408,800		
128	317,700	362,100	400,200	409,200		
129	318,000	362,500	400,600	409,600		
130	318,400		401,100	410,100		
131	318,700		401,500	410,500		
132	319,000		401,900	410,900		
133	319,300		402,300	411,300		
134	319,700		402,700	411,700		
135	320,000		403,100	412,100		

104	312,400	360,000	396,400	421,300		
105	313,600	360,400	396,800	421,700		
106	314,600	360,800	397,300	422,100		
107	315,600	361,200	397,800	422,500		
108	316,600	361,600	398,300	423,000		
109	317,500	362,000	398,800	423,400		
110	318,300	362,400	399,300	423,900		
111	319,100	362,800	399,800	424,300		
112	319,900	363,200	400,300	424,700		
113	320,700	363,600	400,800	425,100		
114	321,200	364,000	401,200	425,600		
115	321,800	364,400	401,700	426,000		
116	322,400	364,800	402,100	426,400		
117	322,900	365,200	402,500	426,800		
118	323,400	365,600	403,000	427,200		
119	323,800	366,000	403,400	427,600		
120	324,200	366,400	403,800	428,000		
121	324,600	366,800	404,200	428,500		
122	325,000	367,100	404,600	428,900		
123	325,400	367,500	405,100	429,300		
124	325,800	367,900	405,500	429,700		
125	326,200	368,300	405,900	430,100		
126	326,600	368,600	406,300			
127	327,000	369,000	406,700			
128	327,400	369,400	407,200			
129	327,800	369,800	407,600			
130	328,200		408,100			
131	328,600		408,500			
132	329,000		408,900			
133	329,400		409,300			
134	329,800		409,700			
135	330,200		410,100			

136	320,300		403,500	412,500		
137	320,600		403,900	412,900		
138	320,900		404,300	413,300		
139	321,300		404,700	413,700		
140	321,600		405,100	414,100		
141	321,900		405,500	414,500		
142	322,200					
143	322,500					
144	322,800					
145	323,100					
146	323,400					
147	323,700					
148	324,000					
149	324,300					
150	324,600					
151	324,900					
152	325,200					
153	325,500					
再任用職員	198,100	230,100	264,100	270,600	312,600	428,500

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額、この表にかかわらず181,200円とする。
 3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額、この表にかかわらず155,100円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)
 行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分		1級	2級	3級	4級
再任用職	1	129,400	226,500	265,200	296,700

136	330,600		410,500			
137	331,000		410,900			
138	331,300		411,300			
139	331,700		411,700			
140	332,100		412,100			
141	332,500		412,500			
142	332,800					
143	333,200					
144	333,600					
145	334,000					
146	334,300					
147	334,700					
148	335,100					
149	335,500					
150	335,800					
151	336,200					
152	336,600					
153	337,000					
再任用職員	201,500	234,100	268,700	286,300	318,000	435,900

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額、この表にかかわらず181,200円とする。
 3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額、この表にかかわらず155,100円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)
 行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分		1級	2級	3級	4級
再任用職	1	129,400	230,000	270,000	301,900

2	129,900	228,400	267,000	298,800
3	130,400	230,100	268,800	300,900
4	130,900	231,900	270,600	303,000
5	131,400	233,600	272,400	305,100
6	131,900	235,200	274,300	307,200
7	132,400	236,900	276,100	309,300
8	133,000	238,500	277,900	311,400
9	133,600	240,100	279,800	313,400
10	134,100	241,700	281,700	315,400
11	134,800	243,300	283,500	317,400
12	135,400	244,900	285,300	319,400
13	136,000	246,500	287,100	321,300
14	136,800	248,100	288,900	323,300
15	137,700	249,700	290,600	325,200
16	138,600	251,300	292,300	327,100
17	139,500	252,900	294,000	329,000
18	140,600	254,500	295,800	330,900
19	141,800	256,100	297,400	332,800
20	143,000	257,700	299,100	334,800
21	144,200	259,300	300,800	336,600
22	145,400	260,900	302,400	338,500
23	146,600	262,500	304,000	340,300
24	147,800	264,100	305,600	342,100
25	149,000	265,700	307,200	343,900
26	150,400	267,300	308,700	345,600
27	151,900	269,000	310,200	347,200
28	153,400	270,600	311,600	348,800
29	154,900	272,100	313,000	350,400
30	156,500	273,700	314,500	351,600
31	158,100	275,200	315,900	352,800
32	159,700	276,600	317,300	354,000
33	161,400	278,100	318,700	355,200

員以外の
職員

2	129,900	231,900	271,800	304,100
3	130,400	233,700	273,700	306,200
4	130,900	235,500	275,600	308,300
5	131,400	237,300	277,500	310,400
6	131,900	239,000	279,400	312,600
7	132,400	240,700	281,300	314,700
8	133,000	242,400	283,100	316,800
9	133,600	244,000	285,000	318,900
10	134,100	245,700	286,900	320,900
11	134,800	247,400	288,700	322,900
12	135,400	249,100	290,500	324,900
13	136,000	250,700	292,300	326,800
14	136,800	252,400	294,100	328,800
15	137,700	254,100	295,900	330,800
16	138,600	255,700	297,700	332,800
17	139,500	257,400	299,500	334,700
18	140,600	259,100	301,300	336,600
19	141,800	260,800	303,000	338,500
20	143,000	262,400	304,700	340,500
21	144,200	264,000	306,400	342,300
22	145,400	265,800	308,000	344,300
23	146,600	267,400	309,700	346,200
24	147,800	269,000	311,300	348,100
25	149,000	270,600	312,900	350,000
26	150,400	272,300	314,400	351,700
27	151,900	274,000	315,900	353,300
28	153,400	275,600	317,400	354,900
29	154,900	277,200	318,800	356,500
30	156,500	278,800	320,300	357,800
31	158,100	280,300	321,800	359,000
32	159,700	281,800	323,200	360,200
33	161,400	283,300	324,600	361,400

員以外の
職員

34	163,000	279,600	320,100	356,300
35	164,700	280,900	321,500	357,300
36	166,400	282,300	322,800	358,400
37	168,100	283,600	324,100	359,400
38	169,700	285,000	325,300	360,400
39	171,400	286,400	326,500	361,300
40	173,100	287,600	327,600	362,200
41	174,800	288,900	328,800	363,100
42	176,300	290,100	329,800	363,900
43	177,700	291,300	330,700	364,700
44	179,100	292,400	331,600	365,500
45	180,500	293,500	332,500	366,200
46	181,900	294,500	333,400	366,800
47	183,300	295,500	334,200	367,400
48	184,700	296,500	335,000	368,000
49	186,000	297,500	335,800	368,500
50	187,600	298,500	336,600	369,000
51	189,200	299,400	337,300	369,400
52	190,700	300,300	338,000	369,800
53	192,200	301,200	338,700	370,200
54	193,800	302,100	339,400	370,600
55	195,400	303,000	340,000	371,000
56	197,000	303,800	340,600	371,400
57	198,600	304,600	341,200	371,700
58	200,000	305,400	341,700	372,100
59	201,600	306,200	342,200	372,500
60	203,100	307,000	342,700	372,900
61	204,600	307,800	343,100	373,200
62	206,200	308,400	343,500	373,600
63	207,700	309,000	343,900	374,000
64	209,200	309,600	344,300	374,300
65	210,700	310,200	344,700	374,600

34	163,000	284,800	326,000	362,500
35	164,700	286,100	327,400	363,500
36	166,400	287,500	328,800	364,600
37	168,100	288,900	330,100	365,600
38	169,700	290,300	331,400	366,600
39	171,400	291,700	332,600	367,500
40	173,100	293,000	333,700	368,400
41	174,800	294,300	334,900	369,300
42	176,300	295,500	335,900	370,200
43	177,700	296,700	336,800	371,000
44	179,100	297,900	337,700	371,800
45	180,500	299,100	338,600	372,600
46	182,000	300,200	339,500	373,200
47	183,500	301,200	340,300	373,800
48	185,000	302,200	341,100	374,400
49	186,600	303,200	341,900	375,000
50	188,300	304,200	342,700	375,500
51	190,000	305,200	343,400	375,900
52	191,700	306,100	344,100	376,300
53	193,300	307,000	344,800	376,700
54	195,000	307,900	345,500	377,100
55	196,700	308,800	346,200	377,500
56	198,400	309,700	346,900	377,900
57	200,100	310,600	347,500	378,300
58	201,700	311,400	348,000	378,700
59	203,300	312,200	348,500	379,100
60	204,900	313,000	349,000	379,500
61	206,500	313,800	349,400	379,800
62	208,100	314,500	349,800	380,200
63	209,700	315,100	350,200	380,600
64	211,300	315,700	350,600	380,900
65	212,900	316,300	351,000	381,200

66	212, 200	310, 800	345, 100	375, 000
67	213, 700	311, 400	345, 500	375, 400
68	215, 200	312, 000	345, 900	375, 700
69	216, 700	312, 500	346, 200	376, 000
70	218, 200	313, 100	346, 600	376, 400
71	219, 800	313, 600	347, 000	376, 800
72	221, 100	314, 100	347, 300	377, 100
73	222, 500	314, 600	347, 600	377, 400
74	224, 100	315, 100	348, 000	377, 700
75	225, 600	315, 600	348, 300	378, 000
76	227, 000	316, 100	348, 600	378, 300
77	228, 400	316, 500	348, 900	378, 600
78	229, 800	317, 000	349, 300	378, 900
79	231, 300	317, 400	349, 600	379, 200
80	232, 800	317, 800	349, 900	379, 500
81	234, 100	318, 200	350, 200	379, 800
82	235, 600	318, 600	350, 500	380, 100
83	237, 200	319, 000	350, 800	380, 400
84	238, 600	319, 300	351, 100	380, 700
86	240, 000	319, 600	351, 400	381, 000
86	241, 500	320, 000	351, 700	381, 300
87	242, 900	320, 400	352, 000	381, 600
88	244, 400	320, 700	352, 300	381, 900
89	245, 800	321, 000	352, 600	382, 200
90	247, 200	321, 400	352, 900	382, 500
91	248, 600	321, 700	353, 200	382, 800
92	250, 000	322, 000	353, 500	383, 100
93	251, 400	322, 300	353, 800	383, 400
94	252, 900	322, 700	354, 100	383, 700
96	254, 300	323, 000	354, 400	384, 000
96	255, 600	323, 300	354, 700	384, 300
97	256, 800	323, 600	355, 000	384, 600

66	214, 500	316, 900	351, 400	381, 600
67	216, 100	317, 500	351, 800	382, 000
68	217, 700	318, 100	352, 200	382, 300
69	219, 300	318, 700	352, 500	382, 600
70	220, 900	319, 300	352, 900	383, 000
71	222, 500	319, 800	353, 300	383, 400
72	224, 000	320, 300	353, 700	383, 700
73	225, 500	320, 800	354, 000	384, 000
74	227, 100	321, 300	354, 400	384, 400
75	228, 700	321, 800	354, 800	384, 700
76	230, 200	322, 300	355, 100	385, 000
77	231, 700	322, 700	355, 400	385, 300
78	233, 300	323, 200	355, 800	385, 600
79	234, 900	323, 700	356, 100	385, 900
80	236, 400	324, 100	356, 400	386, 200
81	237, 900	324, 500	356, 700	386, 500
82	239, 500	324, 900	357, 100	386, 800
83	241, 100	325, 300	357, 400	387, 100
84	242, 600	325, 600	357, 700	387, 400
85	244, 100	325, 900	358, 000	387, 700
86	245, 700	326, 300	358, 400	388, 000
87	247, 200	326, 700	358, 700	388, 300
88	248, 700	327, 000	359, 000	388, 600
89	250, 200	327, 300	359, 300	388, 900
90	251, 700	327, 700	359, 700	389, 200
91	253, 200	328, 000	360, 000	389, 500
92	254, 700	328, 300	360, 300	389, 800
93	256, 200	328, 600	360, 600	390, 100
94	257, 800	329, 000	361, 000	390, 400
95	259, 300	329, 300	361, 300	390, 700
96	260, 600	329, 600	361, 600	391, 000
97	262, 000	329, 900	361, 900	391, 300

98	258, 200	324, 000	355, 300	384, 900
99	259, 600	324, 300	355, 600	385, 200
100	261, 000	324, 600	355, 900	385, 500
101	262, 100	324, 900	356, 200	385, 800
102	263, 400	325, 200	356, 500	386, 100
103	264, 700	325, 500	356, 800	386, 400
104	265, 900	325, 800	357, 100	386, 700
105	267, 100	326, 100	357, 400	387, 000
106	268, 100	326, 500	357, 700	387, 300
107	269, 100	326, 800	358, 000	387, 600
108	270, 100	327, 000	358, 300	387, 900
109	271, 100	327, 300	358, 600	388, 200
110	272, 100	327, 600	358, 900	388, 500
111	273, 100	327, 900	359, 200	388, 800
112	273, 800	328, 200	359, 500	389, 100
113	274, 700	328, 500	359, 800	389, 400
114	275, 500	328, 800	360, 100	389, 700
115	276, 300	329, 100	360, 400	390, 000
116	277, 100	329, 400	360, 700	390, 300
117	277, 800	329, 700	361, 000	390, 600
118	278, 400	330, 000	361, 300	390, 900
119	279, 000	330, 300	361, 600	391, 200
120	279, 600	330, 600	361, 900	391, 500
121	280, 100	330, 900	362, 200	391, 800
122	280, 600	331, 200	362, 500	392, 100
123	281, 000	331, 500	362, 800	392, 400
124	281, 400	331, 800	363, 100	392, 700
125	281, 800	332, 100	363, 400	393, 000
126	282, 200	332, 400	363, 700	393, 300
127	282, 600	332, 700	364, 000	393, 600
128	283, 000	333, 000	364, 300	393, 900
129	283, 300	333, 300	364, 600	394, 200

98	263, 500	330, 300	362, 200	391, 600
99	265, 000	330, 600	362, 500	391, 900
100	266, 400	330, 900	362, 800	392, 200
101	267, 800	331, 200	363, 100	392, 500
102	269, 100	331, 600	363, 400	392, 800
103	270, 400	331, 900	363, 700	393, 100
104	271, 600	332, 200	364, 000	393, 400
105	272, 800	332, 500	364, 300	393, 700
106	273, 900	332, 900	364, 600	394, 000
107	275, 000	333, 200	364, 900	394, 300
108	276, 000	333, 500	365, 200	394, 600
109	277, 000	333, 800	365, 500	394, 900
110	278, 000	334, 100	365, 800	395, 200
111	279, 000	334, 400	366, 100	395, 500
112	279, 800	334, 700	366, 400	395, 800
113	280, 700	335, 000	366, 700	396, 100
114	281, 500	335, 300	367, 000	396, 400
115	282, 300	335, 600	367, 300	396, 700
116	283, 100	335, 900	367, 600	397, 000
117	283, 900	336, 200	367, 900	397, 300
118	284, 500	336, 500	368, 200	397, 600
119	285, 100	336, 800	368, 500	397, 900
120	285, 700	337, 100	368, 800	398, 200
121	286, 200	337, 400	369, 100	398, 500
122	286, 700	337, 700	369, 400	398, 800
123	287, 100	338, 000	369, 700	399, 100
124	287, 500	338, 300	370, 000	399, 400
125	287, 900	338, 600	370, 300	399, 700
126	288, 300	338, 900	370, 600	400, 000
127	288, 700	339, 200	370, 900	400, 300
128	289, 100	339, 500	371, 200	400, 600
129	289, 500	339, 800	371, 500	400, 900

130	283, 700	333, 600	364, 900	394, 500
131	284, 100	333, 900	365, 200	394, 800
132	284, 500	334, 200	365, 500	395, 100
133	284, 800	334, 500	365, 800	395, 400
134	285, 100	334, 800	366, 100	395, 700
135	285, 400	335, 100	366, 400	396, 000
136	285, 700	335, 400	366, 700	396, 300
137	286, 000	335, 700	367, 000	396, 600
138	286, 300	336, 000	367, 300	396, 900
139	286, 600	336, 300	367, 600	397, 200
140	286, 900	336, 600	367, 900	397, 500
141	287, 200	336, 900	368, 200	397, 800
142	287, 500	337, 200	368, 500	398, 100
143	287, 800	337, 500	368, 800	398, 400
144	288, 100	337, 800	369, 100	398, 700
145	288, 400	338, 100	369, 400	399, 000
146	288, 700	338, 400	369, 700	399, 300
147	289, 000	338, 700	370, 000	399, 600
148	289, 300	339, 000	370, 300	399, 900
149	289, 600	339, 300	370, 600	400, 200
150	289, 900	339, 600	370, 900	
151	290, 200	339, 900	371, 200	
152	290, 500	340, 200	371, 500	
153	290, 800	340, 500	371, 800	
154	291, 100	340, 800	372, 100	
155	291, 400	341, 100	372, 400	
156	291, 700	341, 400	372, 700	
157	292, 000	341, 700	373, 000	
158	292, 300	342, 000	373, 300	
159	292, 600	342, 300	373, 600	
160	292, 900	342, 600	373, 900	
161	293, 200	342, 900	374, 200	

130	289, 900	340, 100	371, 800	401, 200
131	290, 300	340, 400	372, 100	401, 500
132	290, 700	340, 700	372, 400	401, 800
133	291, 000	341, 000	372, 700	402, 100
134	291, 400	341, 300	373, 000	402, 400
135	291, 800	341, 600	373, 300	402, 700
136	292, 100	341, 900	373, 600	403, 000
137	292, 400	342, 200	373, 900	403, 300
138	292, 800	342, 500	374, 200	403, 600
139	293, 100	342, 800	374, 500	403, 900
140	293, 400	343, 100	374, 800	404, 200
141	293, 700	343, 400	375, 100	404, 500
142	294, 100	343, 700	375, 400	404, 800
143	294, 400	344, 000	375, 700	405, 100
144	294, 700	344, 300	376, 000	405, 400
145	295, 000	344, 600	376, 300	405, 700
146	295, 400	344, 900	376, 600	406, 000
147	295, 700	345, 200	376, 900	406, 300
148	296, 000	345, 500	377, 200	406, 600
149	296, 300	345, 800	377, 500	406, 900
150	296, 700	346, 100	377, 800	
151	297, 000	346, 400	378, 100	
152	297, 300	346, 700	378, 400	
153	297, 600	347, 000	378, 700	
154	298, 000	347, 300	379, 000	
155	298, 300	347, 600	379, 300	
156	298, 600	347, 900	379, 600	
157	298, 900	348, 200	379, 900	
158	299, 200	348, 500	380, 200	
159	299, 500	348, 800	380, 500	
160	299, 800	349, 100	380, 800	
161	300, 100	349, 400	381, 100	

162	293,500	343,200	374,500	
163	293,800	343,500	374,800	
164	294,100	343,800	375,100	
165	294,400	344,100	375,400	
166	294,700	344,400	375,700	
167	295,000	344,700	376,000	
168	295,300	345,000	376,300	
169	295,600	345,300	376,600	
170	295,900	345,600	376,900	
171	296,200	345,900	377,200	
172	296,500	346,200	377,500	
173	296,800	346,500	377,800	
174	297,100	346,800	378,100	
175	297,400	347,100	378,400	
176	297,700	347,400	378,700	
177	298,000	347,700	379,000	
178	298,300	348,000	379,300	
179	298,600	348,300	379,600	
180	298,900	348,600	379,900	
181	299,200	348,900	380,200	
182	299,500	349,200	380,500	
183	299,800	349,500	380,800	
184	300,100	349,800	381,100	
185	300,400	350,100	381,400	
186	300,700	350,400	381,700	
187	301,000	350,700	382,000	
188	301,300	351,000	382,300	
189	301,600	351,300	382,600	
190	301,900	351,600	382,900	
191	302,200	351,900	383,200	
192	302,500	352,200	383,500	
193	302,800	352,500	383,800	

162	300,400	349,700	381,400	
163	300,700	350,000	381,700	
164	301,000	350,300	382,000	
165	301,300	350,600	382,300	
166	301,600	350,900	382,600	
167	301,900	351,200	382,900	
168	302,200	351,500	383,200	
169	302,500	351,800	383,500	
170	302,800	352,100	383,800	
171	303,100	352,400	384,100	
172	303,400	352,700	384,400	
173	303,700	353,000	384,700	
174	304,000	353,300	385,000	
175	304,300	353,600	385,300	
176	304,600	353,900	385,600	
177	304,900	354,200	385,900	
178	305,200	354,500	386,200	
179	305,500	354,800	386,500	
180	305,800	355,100	386,800	
181	306,100	355,400	387,100	
182	306,400	355,700	387,400	
183	306,700	356,000	387,700	
184	307,000	356,300	388,000	
185	307,300	356,600	388,300	
186	307,600	356,900	388,600	
187	307,900	357,200	388,900	
188	308,200	357,500	389,200	
189	308,500	357,800	389,500	
190	308,800	358,100	389,800	
191	309,100	358,400	390,100	
192	309,400	358,700	390,400	
193	309,700	359,000	390,700	

194	303, 100	352, 800		
195	303, 400	353, 100		
196	303, 700	353, 400		
197	304, 000	353, 700		
198	304, 300	354, 000		
199	304, 600	354, 300		
200	304, 900	354, 600		
201	305, 200	354, 900		
202	305, 500	355, 200		
203	305, 800	355, 500		
204	306, 100	355, 800		
205	306, 400	356, 100		
206	306, 700	356, 400		
207	307, 000	356, 700		
208	307, 300	357, 000		
209	307, 600	357, 300		
210	307, 900	357, 600		
211	308, 200	357, 900		
212	308, 500	358, 200		
213	308, 800	358, 500		
214	309, 100	358, 800		
215	309, 400	359, 100		
216	309, 700	359, 400		
217	310, 000	359, 700		
218	310, 300	360, 000		
219	310, 600	360, 300		
220	310, 900	360, 600		
221	311, 200	360, 900		
222	311, 500	361, 200		
223	311, 800	361, 500		
224	312, 100	361, 800		
225	312, 400	362, 100		

194	310, 000	359, 300		
195	310, 300	359, 600		
196	310, 600	359, 900		
197	310, 900	360, 200		
198	311, 200	360, 500		
199	311, 500	360, 800		
200	311, 800	361, 100		
201	312, 100	361, 400		
202	312, 400	361, 700		
203	312, 700	362, 000		
204	313, 000	362, 300		
205	313, 300	362, 600		
206	313, 600	362, 900		
207	313, 900	363, 200		
208	314, 200	363, 500		
209	314, 500	363, 800		
210	314, 800	364, 100		
211	315, 100	364, 400		
212	315, 400	364, 700		
213	315, 700	365, 000		
214	316, 000	365, 300		
215	316, 300	365, 600		
216	316, 600	365, 900		
217	316, 900	366, 200		
218	317, 200	366, 500		
219	317, 500	366, 800		
220	317, 800	367, 100		
221	318, 100	367, 400		
222	318, 400	367, 700		
223	318, 700	368, 000		
224	319, 000	368, 300		
225	319, 300	368, 600		

226	312, 700			
227	313, 000			
228	313, 300			
229	313, 600			
230	313, 900			
231	314, 200			
232	314, 500			
233	314, 800			
234	315, 100			
235	315, 400			
236	315, 700			
237	316, 000			
238	316, 300			
239	316, 600			
240	316, 900			
241	317, 200			
242	317, 500			
243	317, 800			
244	318, 100			
245	318, 400			
246	318, 700			
247	319, 000			
248	319, 300			
249	319, 600			
250	319, 900			
251	320, 200			
252	320, 500			
253	320, 800			
254	321, 100			
255	321, 400			
256	321, 700			
257	322, 000			

226	319, 600			
227	319, 900			
228	320, 200			
229	320, 500			
230	320, 800			
231	321, 100			
232	321, 400			
233	321, 700			
234	322, 000			
235	322, 300			
236	322, 600			
237	322, 900			
238	323, 200			
239	323, 500			
240	323, 800			
241	324, 100			
242	324, 400			
243	324, 700			
244	325, 000			
245	325, 300			
246	325, 600			
247	325, 900			
248	326, 200			
249	326, 500			
250	326, 800			
251	327, 100			
252	327, 400			
253	327, 700			
254	328, 000			
255	328, 300			
256	328, 600			
257	328, 900			

258	322,300			
259	322,600			
260	322,900			
261	323,200			
262	323,500			
263	323,800			
264	324,100			
265	324,400			
266	324,700			
267	325,000			
268	325,300			
269	325,600			
270	325,900			
271	326,200			
272	326,500			
273	326,800			
再任用職員	207,800	222,100	242,300	273,600

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、平成27年4月1日から施行し、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第8項第2号の規定は、同年3月2日から適用する。
(号給の切替え)
- 平成27年4月1日（次項において「切替日」という。）の前日において、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受ける職員で、職務の級が4級である者の改正後の給与条例別表第1における号給（次項において「新号給」という。）は、同日にその者が受けていた号給（次項において「旧号給」という。）に同じ付則別表に定める号給とする。
(旧号給を受けていた期間の通算)

258	329,200			
259	329,500			
260	329,800			
261	330,100			
262	330,400			
263	330,700			
264	331,000			
265	331,300			
266	331,600			
267	331,900			
268	332,200			
269	332,500			
270	332,800			
271	333,100			
272	333,400			
273	333,700			
再任用職員	211,400	225,900	246,500	278,300

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

3 前項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の改正後の給与条例第4条第3項の規定の適用については、切替日の前日における旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

付則別表

号給切替表

旧号給	新号給
1	17
2	18
3	19
4	20
5	21
6	22
7	23
8	24
9	25
10	26
11	27
12	28
13	29
14	30
15	31
16	32
17	33
18	35
19	36
20	37
21	37
22	38
23	38
24	39
25	40
26	41
27	42

28	43
29	43
30	44
31	45
32	46
33	47
34	48
35	49
36	50
37	51
38	52
39	53
40	53
41	54
42	55
43	56
44	57
45	58
46	59
47	60
48	61
49	62
50	63
51	64
52	65
53	- 67
54	68
55	69
56	70
57	72
58	74
59	76
60	77
61	79

62	81
63	82
64	84
65	86
66	89
67	91
68	93
69	94
70	97
71	99
72	101
73	103
74	104
75	106
76	107
77	109
78	110
79	111
80	113
81	114
82	115
83	117
84	118
85	119
86	120
87	121
88	122
89	123
90	125
91	126
92	127
93	128
94	129
95	131

96	132
97	133
98	134
99	135
100	136
101	137
102	138
103	139
104	140
105	141
106	141
107	141
108	141
109	141
110	141
111	141
112	141
113	141
114	141
115	141
116	141
117	141
118	141
119	141
120	141
121	141
122	141
123	141
124	141
125	141

議案第25号資料2

行政職給料表(1) 給料月額表 (平成27年4月1日適用) 新旧対照表

単位：円

職員の区分	号給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級		
		改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額
	1	138,800	138,800	0	197,900	201,400	-3,500	221,400	225,200	-3,800	224,100	228,900	-4,800	283,200	288,200	-5,000	493,100	501,700	-8,600
	2	139,700	139,700	0	199,800	203,300	-3,500	223,300	227,200	-3,900	226,000	260,900	-4,900	285,600	290,600	-5,000			
	3	140,800	140,800	0	201,700	205,200	-3,500	225,200	229,200	-4,000	227,900	263,000	-5,100	288,000	293,000	-5,000			
	4	141,900	141,900	0	203,600	207,200	-3,600	227,100	231,100	-4,000	229,800	265,200	-5,400	290,300	295,400	-5,100			
	5	143,000	143,000	0	205,500	209,100	-3,600	229,000	233,000	-4,000	231,800	267,300	-5,500	292,600	297,800	-5,200			
	6	144,100	144,100	0	207,400	211,000	-3,600	230,900	234,900	-4,000	233,700	269,400	-5,700	295,000	300,200	-5,200			
	7	145,200	145,200	0	209,200	212,900	-3,700	232,800	236,900	-4,100	235,600	271,600	-6,000	297,400	302,600	-5,200			
	8	146,300	146,300	0	211,100	214,800	-3,700	234,800	238,900	-4,100	237,600	273,800	-6,200	299,700	305,000	-5,300			
	9	147,400	147,400	0	213,100	216,800	-3,700	236,800	240,900	-4,100	239,600	276,000	-6,400	302,100	307,400	-5,300			
	10	148,500	148,500	0	215,000	218,700	-3,700	238,700	242,800	-4,100	241,500	278,200	-6,700	304,600	309,900	-5,300			
	11	149,600	149,600	0	216,800	220,600	-3,800	240,600	244,800	-4,200	243,600	280,400	-6,800	307,000	312,300	-5,300			
	12	150,700	150,700	0	218,700	222,500	-3,800	242,600	246,800	-4,200	245,600	282,600	-7,000	309,500	314,800	-5,300			
	13	151,800	151,800	0	220,700	224,500	-3,800	244,600	248,800	-4,200	247,600	284,800	-7,200	311,900	317,300	-5,400			
	14	153,200	153,200	0	222,600	226,400	-3,800	246,600	250,900	-4,300	249,700	287,100	-7,400	314,400	319,800	-5,400			
	15	154,600	154,600	0	224,400	228,300	-3,900	248,600	252,900	-4,300	251,800	289,400	-7,500	316,900	322,400	-5,500			
	16	155,000	155,000	0	226,300	230,200	-3,900	250,600	255,000	-4,400	253,900	291,700	-7,800	319,300	324,900	-5,600			
	17	157,500	157,500	0	228,300	232,200	-3,900	252,700	257,100	-4,400	256,100	293,900	-7,800	321,800	327,400	-5,600			
	18	159,700	159,700	0	230,200	234,100	-3,900	254,800	259,200	-4,400	258,300	296,200	-7,900	324,400	330,000	-5,600			
	19	161,900	161,900	0	232,000	236,000	-4,000	256,800	261,300	-4,500	260,500	298,500	-8,000	327,100	332,700	-5,600			
	20	164,200	164,200	0	233,900	237,900	-4,000	258,900	263,400	-4,500	262,700	300,700	-8,000	329,700	335,400	-5,700			
	21	166,500	166,500	0	235,900	239,900	-4,000	261,000	265,500	-4,500	264,900	303,000	-8,100	332,300	338,100	-5,800			
	22	168,800	168,800	0	237,800	241,900	-4,100	263,000	267,600	-4,600	267,100	305,300	-8,200	335,000	340,800	-5,800			
	23	170,500	170,500	0	239,600	243,800	-4,200	265,100	269,700	-4,600	269,300	307,700	-8,400	337,700	343,500	-5,800			
	24	172,500	172,500	0	241,500	245,700	-4,200	267,300	271,900	-4,600	271,500	310,100	-8,600	340,400	346,300	-5,900			
	25	174,800	174,800	0	243,500	247,700	-4,200	269,400	274,100	-4,700	273,600	312,400	-8,600	343,100	349,100	-6,000			
	26	176,600	176,600	0	245,400	249,700	-4,300	271,500	276,300	-4,800	276,100	314,700	-8,600	345,800	351,900	-6,100			
	27	178,600	178,600	0	247,200	251,600	-4,400	273,600	278,400	-4,800	278,400	317,100	-8,700	348,600	354,700	-6,100			
	28	180,700	180,700	0	249,100	253,500	-4,400	275,800	280,600	-4,800	280,700	319,500	-8,800	351,400	357,600	-6,200			
	29	182,700	182,700	0	251,100	255,500	-4,400	278,000	282,800	-4,800	283,000	321,900	-8,900	354,200	360,500	-6,300			
	30	184,700	184,800	-100	253,200	257,600	-4,400	280,200	285,100	-4,900	285,300	324,300	-9,000	357,200	363,500	-6,300			
	31	186,800	187,000	-200	255,200	259,600	-4,400	282,300	287,300	-5,000	287,700	326,700	-9,000	360,100	366,400	-6,300			
	32	188,900	189,200	-300	257,300	261,700	-4,400	284,500	289,500	-5,000	290,000	329,100	-9,100	363,000	369,300	-6,300			
	33	191,100	191,500	-400	259,300	263,700	-4,400	286,700	291,700	-5,000	292,300	331,500	-9,200	366,000	372,300	-6,300			
	34	193,200	193,700	-500	261,200	265,600	-4,400	288,900	293,900	-5,000	294,700	334,100	-9,200	368,900	375,200	-6,300			
	35	195,200	195,900	-600	263,100	267,600	-4,500	291,100	296,200	-5,100	297,100	336,600	-9,500	371,700	378,000	-6,300			
	36	197,200	197,900	-700	265,000	269,500	-4,500	293,300	298,400	-5,100	299,400	339,000	-9,600	374,500	380,800	-6,300			
	37	199,200	200,000	-800	266,800	271,400	-4,600	295,500	300,600	-5,100	301,800	341,400	-9,600	377,100	383,500	-6,400			
	38	201,100	202,000	-900	268,600	273,200	-4,600	297,600	302,800	-5,200	304,200	343,700	-9,500	379,700	386,100	-6,400			
	39	202,900	203,900	-1,000	270,400	275,100	-4,700	299,800	305,100	-5,300	306,600	345,900	-9,300	382,100	388,600	-6,500			
	40	204,700	205,800	-1,100	272,300	277,000	-4,700	302,000	307,300	-5,300	309,100	348,200	-9,100	384,600	391,100	-6,500			
	41	206,500	207,700	-1,200	274,100	278,800	-4,700	304,300	309,600	-5,300	311,500	350,400	-8,900	387,100	393,600	-6,500			
	42	208,300	209,600	-1,300	276,000	280,700	-4,700	306,600	311,900	-5,300	313,900	352,600	-8,700	389,500	396,100	-6,600			
	43	210,100	211,500	-1,400	277,800	282,600	-4,800	309,000	314,300	-5,300	316,400	354,900	-8,500	391,900	398,600	-6,700			
	44	211,800	213,300	-1,500	279,600	284,400	-4,800	311,300	316,600	-5,300	318,800	357,100	-8,300	394,300	401,100	-6,800			

再任用職員
以外の職員

45	213,500	215,100	-1,600	281,400	286,200	-4,800	313,600	318,900	-5,300	321,300	359,300	-38,000	396,300	403,600	-6,800	45
46	215,300	217,000	-1,700	283,200	288,000	-4,800	315,700	321,100	-5,400	323,800	361,600	-37,800	399,200	406,000	-6,800	46
47	217,100	218,900	-1,800	285,000	289,900	-4,900	317,900	323,300	-5,400	326,300	363,800	-37,500	401,500	408,400	-6,900	47
48	218,800	220,700	-1,900	286,900	291,800	-4,900	320,000	325,400	-5,400	328,900	366,000	-37,100	403,800	410,800	-7,000	48
49	220,800	222,800	-2,000	288,700	293,600	-4,900	322,000	327,500	-5,500	331,500	368,200	-36,700	406,200	413,200	-7,000	49
50	222,200	224,300	-2,100	290,500	295,500	-5,000	324,100	329,700	-5,600	334,200	370,300	-36,100	408,600	415,600	-7,000	50
51	223,900	226,100	-2,200	292,300	297,300	-5,000	326,200	331,800	-5,600	336,900	372,500	-35,600	410,900	417,900	-7,000	51
52	225,600	227,900	-2,300	294,100	299,100	-5,000	328,300	334,000	-5,700	339,600	374,700	-35,100	413,100	420,200	-7,100	52
53	227,300	229,700	-2,400	295,900	300,900	-5,000	330,400	336,100	-5,700	342,300	376,900	-34,600	415,200	422,400	-7,200	53
54	229,000	231,500	-2,500	297,700	302,800	-5,100	332,500	338,300	-5,800	344,900	378,900	-34,000	417,300	424,500	-7,300	54
55	230,700	233,300	-2,600	299,500	304,600	-5,100	334,600	340,500	-5,900	347,400	380,900	-33,500	419,300	426,600	-7,300	55
56	232,400	235,100	-2,700	301,200	306,400	-5,200	336,700	342,600	-5,900	349,800	382,900	-33,000	421,300	428,600	-7,300	56
57	234,100	236,900	-2,800	302,900	308,200	-5,300	338,700	344,700	-6,000	352,100	385,000	-32,900	423,200	430,600	-7,400	57
58	235,700	238,600	-2,900	304,600	310,000	-5,400	340,800	346,800	-6,000	354,400	386,500	-32,100	425,100	432,500	-7,400	58
59	237,400	240,400	-3,000	306,300	311,700	-5,400	342,800	348,900	-6,100	356,600	387,900	-31,300	426,900	434,400	-7,500	59
60	239,000	242,100	-3,100	308,000	313,400	-5,400	344,800	350,900	-6,100	358,700	389,300	-30,600	428,700	436,200	-7,500	60
61	240,600	243,800	-3,200	309,700	315,200	-5,500	346,800	352,900	-6,100	360,700	390,600	-29,900	430,500	438,000	-7,500	61
62	242,200	245,500	-3,300	311,300	316,800	-5,500	348,700	354,900	-6,200	362,700	392,000	-29,300	432,000	439,500	-7,500	62
63	243,900	247,300	-3,400	313,000	318,500	-5,500	350,700	356,900	-6,200	364,700	393,400	-28,700	433,100	440,600	-7,500	63
64	245,500	249,000	-3,500	314,600	320,100	-5,500	352,600	358,800	-6,200	366,600	394,700	-28,100	434,000	441,500	-7,500	64
65	247,100	250,700	-3,600	316,100	321,700	-5,600	354,400	360,600	-6,200	368,500	396,000	-27,500	434,900	442,400	-7,500	65
66	248,800	252,500	-3,700	317,700	323,300	-5,600	356,200	362,500	-6,300	370,300	397,300	-27,000	435,700	443,200	-7,500	66
67	250,400	254,200	-3,800	319,200	324,800	-5,600	358,100	364,400	-6,300	372,000	398,500	-26,500	436,400	444,000	-7,600	67
68	252,000	256,000	-3,900	320,800	326,400	-5,600	359,900	366,300	-6,400	373,600	399,600	-26,000	437,100	444,700	-7,600	68
69	253,600	257,600	-4,000	322,300	327,900	-5,600	361,700	368,100	-6,400	375,200	400,700	-25,500	437,800	445,400	-7,600	69
70	255,300	259,400	-4,100	323,800	329,400	-5,600	363,000	369,900	-6,400	376,400	401,800	-25,000	438,500	446,100	-7,600	70
71	256,900	261,100	-4,200	325,200	330,900	-5,700	364,300	370,700	-6,400	377,500	402,800	-25,300	439,200	446,800	-7,600	71
72	258,500	262,800	-4,300	326,700	332,400	-5,700	365,400	371,900	-6,500	378,400	403,800	-25,400	439,900	447,500	-7,600	72
73	260,100	264,500	-4,400	328,200	334,000	-5,800	366,600	373,100	-6,500	379,300	404,800	-25,500	440,600	448,200	-7,600	73
74	261,700	266,200	-4,500	329,700	335,500	-5,800	367,900	374,400	-6,500	380,200	405,800	-25,300	441,300	448,900	-7,600	74
75	263,400	268,000	-4,600	331,200	337,000	-5,800	369,100	375,600	-6,500	381,100	406,800	-25,200	442,000	449,600	-7,600	75
76	265,000	269,700	-4,700	332,600	338,400	-5,800	370,300	376,800	-6,500	381,900	407,100	-25,200	442,600	450,200	-7,600	76
77	266,600	271,400	-4,800	333,900	339,800	-5,900	371,400	378,000	-6,600	382,700	407,800	-24,900	443,200	450,800	-7,600	77
78	268,200	273,100	-4,900	335,200	341,100	-5,900	372,200	378,800	-6,600	383,500	408,400	-24,700	443,900	451,500	-7,600	78
79	269,800	274,800	-5,000	336,400	342,300	-5,900	373,100	379,700	-6,600	384,300	409,000	-24,700	444,500	452,100	-7,600	79
80	271,300	276,400	-5,100	337,500	343,500	-6,000	374,000	380,600	-6,600	385,100	409,600	-24,500	445,100	452,700	-7,600	80
81	272,800	278,000	-5,200	338,600	344,700	-6,100	374,900	381,500	-6,600	385,900	410,200	-24,300	445,700	453,300	-7,600	81
82	274,400	279,700	-5,300	339,700	345,800	-6,100	375,800	382,400	-6,600	386,600	410,800	-24,200	446,300	453,900	-7,600	82
83	275,900	281,300	-5,400	340,700	346,900	-6,200	376,600	383,200	-6,600	387,300	411,300	-24,000	446,900	454,500	-7,600	83
84	277,400	282,900	-5,500	341,600	347,900	-6,300	377,400	384,100	-6,700	387,900	411,800	-23,900	447,500	455,100	-7,600	84
85	278,900	284,500	-5,600	342,500	348,900	-6,400	378,300	385,000	-6,700	388,500	412,300	-23,800	448,100	455,700	-7,600	85
86	280,500	286,200	-5,700	343,400	349,800	-6,400	379,200	385,900	-6,700	389,100	412,800	-23,700	448,700	456,300	-7,600	86
87	282,000	287,800	-5,800	344,100	350,600	-6,500	380,000	386,700	-6,700	389,700	413,300	-23,600	449,300	456,900	-7,600	87
88	283,500	289,400	-5,900	344,800	351,400	-6,600	380,800	387,500	-6,700	390,300	413,800	-23,500	449,800	457,400	-7,600	88
89	285,000	291,000	-6,000	345,500	352,200	-6,700	381,600	388,300	-6,700	390,900	414,300	-23,400	450,300	458,000	-7,700	89
90	286,400	292,500	-6,100	346,100	352,800	-6,700	382,100	388,900	-6,800	391,500	414,900	-23,400	450,900	458,600	-7,700	90
91	287,900	294,100	-6,200	346,600	353,400	-6,800	382,100	389,400	-6,800	392,100	415,400	-23,300	451,400	459,100	-7,700	91
92	289,400	295,700	-6,300	347,000	353,900	-6,900	383,200	389,000	-6,800	392,600	415,900	-23,300	451,900	459,600	-7,700	92
93	290,800	297,200	-6,400	347,500	354,500	-6,900	383,800	389,600	-6,800	393,100	416,300	-23,200	452,400	460,100	-7,700	93
94	292,200	298,700	-6,500	348,000	355,000	-7,000	384,400	391,200	-6,800	393,700	416,800	-23,100	452,900	460,600	-7,700	94

95	293,500	300,200	-6,600	348,500	355,600	-7,100	384,900	391,700	-6,800	394,200	417,400	-23,200	453,400	461,100	-7,700	95
96	295,000	301,700	-6,700	349,000	356,200	-7,200	385,400	392,200	-6,800	394,700	417,900	-23,200	453,900	461,600	-7,700	96
97	295,400	303,200	-6,800	349,400	356,700	-7,300	385,900	392,700	-6,800	395,200	418,300	-23,100	454,300	462,000	-7,700	97
98	297,700	304,600	-6,900	349,900	357,200	-7,300	386,400	393,200	-6,800	395,700	418,700	-23,000				98
99	298,900	305,900	-7,000	350,300	357,600	-7,300	387,000	393,800	-6,800	396,200	419,200	-23,000				99
100	300,200	307,300	-7,100	350,800	358,100	-7,300	387,500	394,300	-6,800	396,700	419,600	-22,900				100
101	301,400	308,600	-7,200	351,300	358,600	-7,300	387,900	394,800	-6,900	397,200	420,000	-22,800				101
102	302,600	309,900	-7,300	351,700	359,000	-7,300	388,400	395,300	-6,900	397,700	420,500	-22,800				102
103	303,800	311,200	-7,400	352,200	359,500	-7,300	388,900	395,900	-6,900	398,200	420,900	-22,700				103
104	304,900	312,400	-7,500	352,700	360,000	-7,300	389,500	396,400	-6,900	398,700	421,300	-22,600				104
105	306,000	313,600	-7,600	353,100	360,400	-7,300	389,900	396,800	-6,900	399,100	421,700	-22,500				105
106	306,900	314,600	-7,700	353,500	360,800	-7,300	390,400	397,300	-6,900	399,600	422,100	-22,500				106
107	307,800	315,600	-7,800	353,900	361,200	-7,300	390,900	397,800	-6,900	400,100	422,500	-22,400				107
108	308,700	316,600	-7,900	354,300	361,600	-7,300	391,400	398,300	-6,900	400,500	423,000	-22,500				108
109	309,500	317,500	-8,000	354,700	362,000	-7,300	391,900	398,800	-6,900	400,900	423,400	-22,500				109
110	310,200	318,300	-8,100	355,100	362,400	-7,300	392,400	399,300	-6,900	401,400	423,900	-22,500				110
111	310,900	319,100	-8,200	355,500	362,800	-7,300	392,900	399,800	-6,900	401,900	424,300	-22,400				111
112	311,600	319,900	-8,300	355,900	363,200	-7,300	393,300	400,300	-7,000	402,300	424,700	-22,400				112
113	312,300	320,700	-8,400	356,300	363,600	-7,300	393,800	400,800	-7,000	402,700	425,100	-22,400				113
114	313,000	321,500	-8,500	356,700	364,000	-7,300	394,200	401,200	-7,000	403,200	425,600	-22,400				114
115	313,700	321,800	-8,600	357,100	364,400	-7,300	394,700	401,700	-7,000	403,700	426,000	-22,300				115
116	313,700	322,400	-8,700	357,500	364,800	-7,300	395,100	402,100	-7,000	404,100	426,400	-22,300				116
117	314,100	322,900	-8,800	357,900	365,200	-7,300	395,500	402,500	-7,000	404,500	426,800	-22,300				117
118	314,500	323,400	-8,900	358,300	365,600	-7,300	396,000	403,000	-7,000	405,000	427,200	-22,200				118
119	314,800	323,800	-9,000	358,700	366,000	-7,300	396,400	403,400	-7,000	405,400	427,600	-22,200				119
120	315,100	324,200	-9,100	359,100	366,400	-7,300	396,800	403,800	-7,000	405,800	428,000	-22,200				120
121	315,400	324,600	-9,200	359,500	366,800	-7,300	397,200	404,200	-7,000	406,200	428,500	-22,300				121
122	315,800	325,000	-9,200	359,800	367,100	-7,300	397,600	404,600	-7,000	406,700	428,900	-22,200				122
123	316,100	325,400	-9,300	360,200	367,500	-7,300	398,100	405,100	-7,000	407,100	429,300	-22,200				123
124	316,400	325,800	-9,400	360,600	367,900	-7,300	398,500	405,500	-7,000	407,500	429,700	-22,200				124
125	316,700	326,200	-9,500	361,000	368,300	-7,300	398,900	405,900	-7,000	407,900	430,100	-22,200				125
126	317,100	326,600	-9,500	361,300	368,600	-7,300	399,300	406,300	-7,000	408,400						126
127	317,400	327,000	-9,600	361,700	369,000	-7,300	399,700	406,700	-7,000	408,800						127
128	317,700	327,400	-9,700	362,100	369,400	-7,300	400,200	407,200	-7,000	409,200						128
129	318,000	327,800	-9,800	362,500	369,800	-7,300	400,600	407,600	-7,000	409,600						129
130	318,400	328,200	-9,800				401,100	408,100	-7,000	410,100						130
131	318,700	328,600	-9,900				401,500	408,500	-7,000	410,500						131
132	319,000	329,000	-10,000				401,900	408,900	-7,000	410,900						132
133	319,300	329,400	-10,100				402,300	409,300	-7,000	411,300						133
134	319,700	329,800	-10,100				402,700	409,700	-7,000	411,700						134
135	320,000	330,200	-10,200				403,100	410,100	-7,000	412,100						135
136	320,300	330,600	-10,300				403,500	410,500	-7,000	412,500						136
137	320,600	331,000	-10,400				403,900	410,900	-7,000	412,900						137
138	320,900	331,300	-10,400				404,300	411,300	-7,000	413,300						138
139	321,300	331,700	-10,400				404,700	411,700	-7,000	413,700						139
140	321,600	332,100	-10,500				405,100	412,100	-7,000	414,100						140
141	321,900	332,500	-10,600				405,500	412,500	-7,000	414,500						141
142	322,200	332,800	-10,600													142
143	322,500	333,200	-10,700													143
144	322,800	333,600	-10,800													144

行政職給料表(1) (4級) 号級切替表

単位：円

職員の区分	4 級				旧号給	
	現行	新号給	改正	改定額		
	1	258,900	17	256,100	-2,800	1
	2	260,900	18	258,300	-2,600	2
	3	263,000	19	260,500	-2,500	3
	4	265,200	20	262,700	-2,500	4
	5	267,300	21	264,900	-2,400	5
	6	269,400	22	267,100	-2,300	6
	7	271,600	23	269,300	-2,300	7
	8	273,800	24	271,500	-2,300	8
	9	276,000	25	273,800	-2,200	9
	10	278,200	26	276,100	-2,100	10
	11	280,400	27	278,400	-2,000	11
	12	282,600	28	280,700	-1,900	12
	13	284,800	29	283,000	-1,800	13
	14	287,100	30	285,300	-1,800	14
	15	289,400	31	287,700	-1,700	15
	16	291,700	32	290,000	-1,700	16
	17	293,900	33	292,300	-1,600	17
	18	296,200	35	297,100	900	18
	19	298,500	36	299,400	900	19
	20	300,700	37	301,800	1,100	20
	21	303,000	37	301,800	-1,200	21
	22	305,300	38	304,200	-1,100	22
	23	307,700	38	304,200	-3,500	23
	24	310,100	39	306,600	-3,500	24
	25	312,400	40	309,100	-3,300	25
	26	314,700	41	311,500	-3,200	26
	27	317,100	42	313,900	-3,200	27
	28	319,500	43	316,400	-3,100	28
	29	321,900	43	316,400	-5,500	29
	30	324,300	44	318,800	-5,500	30
	31	326,700	45	321,300	-5,400	31
	32	329,100	46	323,800	-5,300	32
	33	331,500	47	326,300	-5,200	33
	34	334,100	48	328,900	-5,200	34
	35	336,600	49	331,500	-5,100	35
	36	339,000	50	334,200	-4,800	36
	37	341,400	51	336,900	-4,500	37
	38	343,700	52	339,600	-4,100	38
	39	346,000	53	342,300	-3,600	39
	40	348,200	53	342,300	-5,900	40
	41	350,400	54	344,900	-5,500	41
	42	352,600	55	347,100	-5,200	42
	43	354,900	56	349,800	-5,100	43
	44	357,100	57	352,100	-5,000	44

再任用職員
以外の職員

45	359,300	58	354,400	-4,900	45
46	361,600	59	356,600	-5,000	46
47	363,800	60	358,700	-5,100	47
48	366,000	61	360,700	-5,300	48
49	368,200	62	362,700	-5,500	49
50	370,300	63	364,700	-5,600	50
51	372,500	64	366,600	-5,900	51
52	374,700	65	368,500	-6,200	52
53	376,900	67	372,000	-4,900	53
54	378,900	68	373,600	-5,300	54
55	380,900	69	375,200	-5,700	55
56	382,900	70	376,400	-6,500	56
57	385,000	72	378,400	-6,600	57
58	386,500	74	380,200	-6,300	58
59	387,900	76	381,900	-6,000	59
60	389,300	77	382,700	-6,600	60
61	390,600	79	384,300	-6,300	61
62	392,000	81	385,900	-6,100	62
63	393,400	82	386,600	-6,800	63
64	394,700	84	387,900	-6,800	64
65	396,000	86	389,100	-6,900	65
66	397,300	89	390,900	-6,400	66
67	398,500	91	392,100	-6,400	67
68	399,600	93	393,100	-6,500	68
69	400,700	94	393,700	-7,000	69
70	401,800	97	395,200	-6,600	70
71	402,800	99	396,200	-6,600	71
72	403,800	101	397,200	-6,600	72
73	404,800	103	398,200	-6,600	73
74	405,500	104	398,700	-6,800	74
75	406,300	106	399,600	-6,700	75
76	407,100	107	400,100	-7,000	76
77	407,800	109	400,900	-6,900	77
78	408,400	110	401,400	-7,000	78
79	409,000	111	401,900	-7,100	79
80	409,600	113	402,700	-6,900	80
81	410,200	114	403,200	-7,000	81
82	410,800	115	403,700	-7,100	82
83	411,300	117	404,500	-6,800	83
84	411,800	118	405,000	-6,800	84
85	412,300	119	405,400	-6,900	85
86	412,800	120	405,800	-7,000	86
87	413,300	121	406,200	-7,100	87
88	413,800	122	406,700	-7,100	88
89	414,300	123	407,100	-7,200	89
90	414,900	125	407,900	-7,000	90
91	415,400	126	408,400	-7,000	91
92	415,900	127	408,800	-7,100	92
93	416,300	128	409,200	-7,100	93
94	416,800	129	409,600	-7,200	94

95	417,400	131	410,500	-6,900	95			
96	417,900	132	410,900	-7,000	96			
97	418,300	133	411,300	-7,000	97			
98	418,700	134	411,700	-7,000	98			
99	419,200	135	412,100	-7,100	99			
100	419,600	136	412,500	-7,100	100			
101	420,000	137	412,900	-7,100	101			
102	420,500	138	413,300	-7,200	102			
103	420,900	139	413,700	-7,200	103			
104	421,300	140	414,100	-7,200	104			
105	421,700	141	414,500	-7,200	105			
106	422,100	141	414,500	-7,600	106			
107	422,500	141	414,500	-8,000	107			
108	423,000	141	414,500	-8,500	108			
109	423,400	141	414,500	-8,900	109			
110	423,900	141	414,500	-9,400	110			
111	424,300	141	414,500	-9,800	111			
112	424,700	141	414,500	-10,200	112			
113	425,100	141	414,500	-10,600	113			
114	425,600	141	414,500	-11,100	114			
115	426,000	141	414,500	-11,500	115			
116	426,400	141	414,500	-11,900	116			
117	426,800	141	414,500	-12,300	117			
118	427,200	141	414,500	-12,700	118			
119	427,600	141	414,500	-13,100	119			
120	428,000	141	414,500	-13,500	120			
121	428,500	141	414,500	-14,000	121			
122	428,900	141	414,500	-14,400	122			
123	429,300	141	414,500	-14,800	123			
124	429,700	141	414,500	-15,200	124			
125	430,100	141	414,500	-15,600	125			
兼任用職員					286,300	270,600	-15,700	

行政職給料表(2) 給料月額表 (平成27年4月1日適用) 新旧対照表

単位：円

職員の区分	号給	1 級			2 級			3 級			4 級			号給
		改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	
	1	129,400	129,400	0	226,500	230,000	-3,500	265,200	270,000	-4,800	296,700	301,900	-5,200	1
	2	129,900	129,900	0	228,400	231,900	-3,500	267,000	271,800	-4,800	298,800	304,100	-5,300	2
	3	130,400	130,400	0	230,100	233,700	-3,600	268,800	273,700	-4,900	300,900	306,200	-5,300	3
	4	130,900	130,900	0	231,900	235,500	-3,600	270,600	275,600	-5,000	303,000	308,300	-5,300	4
	5	131,400	131,400	0	233,600	237,300	-3,700	272,400	277,500	-5,100	305,100	310,400	-5,300	5
	6	131,900	131,900	0	235,200	239,000	-3,800	274,300	279,400	-5,100	307,200	312,600	-5,400	6
	7	132,400	132,400	0	236,900	240,700	-3,800	276,100	281,300	-5,200	309,300	314,700	-5,400	7
	8	133,000	133,000	0	238,500	242,400	-3,900	277,900	283,100	-5,200	311,400	316,800	-5,400	8
	9	133,600	133,600	0	240,100	244,000	-3,900	279,800	285,000	-5,200	313,400	318,900	-5,500	9
	10	134,100	134,100	0	241,700	245,700	-4,000	281,700	286,900	-5,200	315,400	320,900	-5,500	10
	11	134,800	134,800	0	243,300	247,400	-4,100	283,500	288,700	-5,200	317,400	322,900	-5,500	11
	12	135,400	135,400	0	244,900	249,100	-4,200	285,300	290,500	-5,200	319,400	324,900	-5,500	12
	13	136,000	136,000	0	246,500	250,700	-4,200	287,100	292,300	-5,200	321,300	326,800	-5,500	13
	14	136,800	136,800	0	248,100	252,400	-4,300	288,900	294,100	-5,200	323,300	328,800	-5,500	14
	15	137,700	137,700	0	249,700	254,100	-4,400	290,600	295,900	-5,300	325,200	330,800	-5,600	15
	16	138,600	138,600	0	251,300	255,700	-4,400	292,300	297,700	-5,400	327,100	332,800	-5,700	16
	17	139,500	139,500	0	252,900	257,400	-4,500	294,000	299,500	-5,500	329,000	334,700	-5,700	17
	18	140,600	140,600	0	254,500	259,100	-4,600	295,800	301,300	-5,500	330,900	336,600	-5,700	18
	19	141,800	141,800	0	256,100	260,800	-4,700	297,400	303,000	-5,600	332,800	338,500	-5,700	19
	20	143,000	143,000	0	257,700	262,400	-4,700	299,100	304,700	-5,600	334,800	340,500	-5,700	20
	21	144,200	144,200	0	259,300	264,000	-4,700	300,800	306,400	-5,600	336,600	342,300	-5,700	21
	22	145,400	145,400	0	260,900	265,800	-4,900	302,400	308,000	-5,600	338,500	344,300	-5,800	22
	23	146,600	146,600	0	262,500	267,400	-4,900	304,000	309,700	-5,700	340,300	346,200	-5,900	23
	24	147,800	147,800	0	264,100	269,000	-4,900	305,600	311,300	-5,700	342,100	348,100	-6,000	24
	25	149,000	149,000	0	265,700	270,600	-4,900	307,200	312,900	-5,700	343,900	350,000	-6,100	25
	26	150,400	150,400	0	267,300	272,300	-5,000	308,700	314,400	-5,700	345,600	351,700	-6,100	26
	27	151,900	151,900	0	268,900	274,000	-5,000	310,200	315,900	-5,700	347,200	353,300	-6,100	27
	28	153,400	153,400	0	270,600	275,600	-5,000	311,600	317,400	-5,800	348,800	354,900	-6,100	28
	29	154,900	154,900	0	272,100	277,200	-5,100	313,000	318,800	-5,800	350,400	356,500	-6,100	29
	30	156,500	156,500	0	273,700	278,800	-5,100	314,500	320,300	-5,800	351,600	357,800	-6,200	30
	31	158,100	158,100	0	275,200	280,900	-5,100	315,900	321,800	-5,900	352,800	359,000	-6,200	31
	32	159,700	159,700	0	276,600	281,800	-5,200	317,300	323,200	-5,900	354,000	360,200	-6,200	32
	33	161,400	161,400	0	278,100	283,300	-5,200	318,700	324,600	-5,900	355,200	361,400	-6,200	33
	34	163,000	163,000	0	279,600	284,800	-5,200	320,100	325,000	-5,900	356,300	362,500	-6,200	34
	35	164,700	164,700	0	280,900	286,100	-5,200	321,500	327,400	-5,900	357,300	363,500	-6,200	35
	36	166,400	166,400	0	282,300	287,500	-5,200	322,800	328,800	-6,000	358,400	364,600	-6,200	36
	37	168,100	168,100	0	283,600	288,900	-5,300	324,100	330,100	-6,000	359,400	365,600	-6,200	37
	38	169,700	169,700	0	285,000	290,300	-5,300	325,300	331,400	-6,100	360,400	366,600	-6,200	38
	39	171,400	171,400	0	286,400	291,700	-5,300	326,500	332,600	-6,100	361,300	367,500	-6,200	39
	40	173,100	173,100	0	287,600	293,000	-5,400	327,600	333,700	-6,100	362,200	368,400	-6,200	40
	41	174,800	174,800	0	288,900	294,300	-5,400	328,800	334,900	-6,100	363,100	369,300	-6,200	41
	42	176,300	176,300	0	290,100	295,500	-5,400	329,800	335,900	-6,100	363,900	370,200	-6,300	42
	43	177,700	177,700	0	291,300	296,700	-5,400	330,700	336,800	-6,100	364,700	371,000	-6,300	43
	44	179,100	179,100	0	292,400	297,900	-5,500	331,600	337,700	-6,100	365,500	371,800	-6,300	44

再任用職員
以外の職員

45	180,500	180,500	0	293,500	299,100	-5,600	332,500	338,600	-6,100	366,200	372,600	-6,400	45
46	181,900	182,000	-100	294,500	300,200	-5,700	333,400	339,500	-6,100	366,800	373,200	-6,400	46
47	183,300	183,500	-200	295,500	301,200	-5,700	334,200	340,300	-6,100	367,400	373,800	-6,400	47
48	184,700	185,000	-300	296,500	302,200	-5,700	335,000	341,100	-6,100	368,000	374,400	-6,400	48
49	185,000	185,600	-600	297,500	303,200	-5,700	335,800	341,900	-6,100	368,500	375,000	-6,500	49
50	187,600	188,300	-700	298,500	304,200	-5,700	336,600	342,700	-6,100	369,000	375,500	-6,500	50
51	189,200	190,000	-800	299,400	305,200	-5,800	337,300	343,400	-6,100	369,400	375,900	-6,500	51
52	190,700	191,700	-1,000	300,300	306,100	-5,800	338,000	344,100	-6,100	369,800	376,300	-6,500	52
53	192,200	193,300	-1,100	301,200	307,000	-5,800	338,700	344,800	-6,100	370,200	376,700	-6,500	53
54	193,800	195,000	-1,200	302,100	307,900	-5,800	339,400	345,500	-6,100	370,600	377,100	-6,500	54
55	195,400	196,700	-1,300	303,000	308,800	-5,800	340,100	346,200	-6,100	371,000	377,500	-6,500	55
56	197,000	198,400	-1,400	303,800	309,700	-5,900	340,800	346,900	-6,100	371,400	377,900	-6,500	56
57	198,600	200,100	-1,500	304,600	310,600	-6,000	341,500	347,500	-6,300	371,700	378,300	-6,600	57
58	200,000	201,700	-1,700	305,400	311,400	-6,000	342,200	348,000	-6,300	372,100	378,700	-6,600	58
59	201,600	203,300	-1,700	306,200	312,200	-6,000	342,900	348,500	-6,300	372,500	379,100	-6,600	59
60	203,100	204,900	-1,800	307,000	313,000	-6,000	343,600	349,000	-6,300	372,900	379,500	-6,600	60
61	204,600	206,500	-1,900	307,800	313,800	-6,000	344,300	349,400	-6,300	373,200	379,800	-6,600	61
62	206,200	208,100	-1,900	308,400	314,500	-6,100	345,000	349,800	-6,300	373,600	380,200	-6,600	62
63	207,700	209,700	-2,000	309,000	315,100	-6,100	345,700	350,200	-6,300	374,000	380,600	-6,600	63
64	209,200	211,300	-2,100	309,600	315,700	-6,100	346,400	350,600	-6,300	374,300	380,900	-6,600	64
65	210,700	212,900	-2,200	310,200	316,300	-6,100	347,100	351,000	-6,300	374,600	381,200	-6,600	65
66	212,200	214,500	-2,300	310,800	316,900	-6,100	347,800	351,400	-6,300	375,000	381,600	-6,600	66
67	213,700	216,100	-2,400	311,400	317,500	-6,100	348,500	351,800	-6,300	375,400	382,000	-6,600	67
68	215,200	217,700	-2,500	312,000	318,100	-6,100	349,200	352,200	-6,300	375,700	382,300	-6,600	68
69	216,700	219,300	-2,600	312,500	318,700	-6,200	349,900	352,500	-6,300	376,000	382,600	-6,600	69
70	218,200	220,900	-2,700	313,100	319,300	-6,200	350,600	352,900	-6,300	376,400	383,000	-6,600	70
71	219,800	222,500	-2,700	313,600	319,800	-6,200	351,300	353,300	-6,300	376,800	383,400	-6,600	71
72	221,100	224,000	-2,900	314,100	320,300	-6,200	352,000	353,700	-6,400	377,100	383,700	-6,600	72
73	222,500	225,500	-3,000	314,600	320,800	-6,200	352,700	354,000	-6,400	377,400	384,000	-6,600	73
74	224,100	227,100	-3,000	315,100	321,300	-6,200	353,400	354,400	-6,400	377,700	384,400	-6,700	74
75	225,600	228,700	-3,100	315,600	321,800	-6,200	354,100	354,800	-6,500	378,000	384,700	-6,700	75
76	227,000	230,200	-3,200	316,100	322,300	-6,200	354,800	355,100	-6,500	378,300	385,000	-6,700	76
77	228,400	231,700	-3,300	316,500	322,700	-6,200	355,500	355,400	-6,500	378,600	385,300	-6,700	77
78	229,800	233,300	-3,500	317,000	323,200	-6,200	356,200	355,800	-6,500	378,900	385,600	-6,700	78
79	231,300	234,900	-3,600	317,400	323,700	-6,300	356,900	356,100	-6,500	379,200	385,900	-6,700	79
80	232,800	236,400	-3,600	317,800	324,100	-6,300	357,600	356,400	-6,500	379,500	386,200	-6,700	80
81	234,100	237,900	-3,800	318,200	324,500	-6,300	358,300	356,700	-6,500	379,800	386,500	-6,700	81
82	235,600	239,500	-3,900	318,600	324,900	-6,300	359,000	357,000	-6,600	380,100	386,800	-6,700	82
83	237,200	241,100	-3,900	319,000	325,300	-6,300	359,700	357,300	-6,600	380,400	387,100	-6,700	83
84	238,600	242,600	-4,000	319,400	325,600	-6,300	360,400	357,600	-6,600	380,700	387,400	-6,700	84
85	240,000	244,100	-4,100	319,800	325,900	-6,300	361,100	358,000	-6,600	381,000	387,700	-6,700	85
86	241,500	245,700	-4,200	320,000	326,300	-6,300	361,800	358,400	-6,700	381,300	388,000	-6,700	86
87	242,900	247,200	-4,300	320,400	326,700	-6,300	362,500	358,700	-6,700	381,600	388,300	-6,700	87
88	244,400	248,700	-4,300	320,700	327,000	-6,300	363,200	359,000	-6,700	381,900	388,600	-6,700	88
89	245,800	250,200	-4,400	321,000	327,300	-6,300	363,900	359,300	-6,700	382,200	388,900	-6,700	89
90	247,200	251,700	-4,500	321,400	327,700	-6,300	364,600	359,700	-6,800	382,500	389,200	-6,700	90
91	248,600	253,200	-4,600	321,700	328,000	-6,300	365,300	360,000	-6,800	382,800	389,500	-6,700	91
92	250,000	254,700	-4,700	322,000	328,300	-6,300	366,000	360,300	-6,800	383,100	389,800	-6,700	92
93	251,400	256,200	-4,800	322,300	328,600	-6,300	366,700	360,600	-6,800	383,400	390,100	-6,700	93
94	252,800	257,800	-4,900	322,700	329,000	-6,300	367,400	361,000	-6,900	383,700	390,400	-6,700	94

95	254,300	259,300	-5,000	323,000	329,300	-6,300	354,400	361,300	-6,900	384,000	390,700	-6,700	95
96	255,600	260,600	-5,000	323,300	329,600	-6,300	354,700	361,600	-6,900	384,300	391,000	-6,700	96
97	256,800	262,000	-5,200	323,600	329,900	-6,300	355,000	361,900	-6,900	384,600	391,300	-6,700	97
98	258,200	263,500	-5,300	324,000	330,300	-6,300	355,300	362,200	-6,900	384,900	391,600	-6,700	98
99	259,600	265,000	-5,400	324,300	330,600	-6,300	355,600	362,500	-6,900	385,200	391,900	-6,700	99
100	261,000	266,400	-5,400	324,600	330,900	-6,300	355,900	362,800	-6,900	385,500	392,200	-6,700	100
101	262,100	267,800	-5,700	324,900	331,200	-6,300	356,200	363,100	-6,900	385,800	392,500	-6,700	101
102	263,400	269,100	-5,700	325,200	331,600	-6,400	356,500	363,400	-6,900	386,100	392,800	-6,700	102
103	264,700	270,400	-5,700	325,500	331,900	-6,400	356,800	363,700	-6,900	386,400	393,100	-6,700	103
104	265,900	271,600	-5,700	325,800	332,200	-6,400	357,100	364,000	-6,900	386,700	393,400	-6,700	104
105	267,100	272,800	-5,700	326,100	332,500	-6,400	357,400	364,300	-6,900	387,000	393,700	-6,700	105
106	268,100	273,900	-5,800	326,500	332,900	-6,400	357,700	364,600	-6,900	387,300	394,000	-6,700	106
107	269,100	275,000	-5,900	326,800	333,200	-6,400	358,000	364,900	-6,900	387,600	394,300	-6,700	107
108	270,100	276,000	-5,900	327,000	333,500	-6,500	358,300	365,200	-6,900	387,900	394,600	-6,700	108
109	271,100	277,000	-5,900	327,300	333,800	-6,500	358,600	365,500	-6,900	388,200	394,900	-6,700	109
110	272,100	278,000	-5,900	327,600	334,100	-6,500	358,900	365,800	-6,900	388,500	395,200	-6,700	110
111	273,100	279,000	-5,900	327,900	334,400	-6,500	359,200	366,100	-6,900	388,800	395,500	-6,700	111
112	273,800	279,800	-6,000	328,200	334,700	-6,500	359,500	366,400	-6,900	389,100	395,800	-6,700	112
113	274,700	280,700	-6,000	328,500	335,000	-6,500	359,800	366,700	-6,900	389,400	396,100	-6,700	113
114	275,500	281,500	-6,000	328,800	335,300	-6,500	360,100	367,000	-6,900	389,700	396,400	-6,700	114
115	276,300	282,300	-6,000	329,100	335,600	-6,500	360,400	367,300	-6,900	390,000	396,700	-6,700	115
116	277,100	283,100	-6,000	329,400	335,900	-6,500	360,700	367,600	-6,900	390,300	397,000	-6,700	116
117	277,800	283,900	-6,100	329,700	336,200	-6,500	361,000	367,900	-6,900	390,600	397,300	-6,700	117
118	278,400	284,500	-6,100	330,000	336,500	-6,500	361,300	368,200	-6,900	390,900	397,600	-6,700	118
119	279,000	285,100	-6,100	330,300	336,800	-6,500	361,600	368,500	-6,900	391,200	397,900	-6,700	119
120	279,600	285,700	-6,100	330,600	337,100	-6,500	361,900	368,800	-6,900	391,500	398,200	-6,700	120
121	280,100	286,200	-6,100	330,900	337,400	-6,500	362,200	369,100	-6,900	391,800	398,500	-6,700	121
122	280,600	286,700	-6,100	331,200	337,700	-6,500	362,500	369,400	-6,900	392,100	398,800	-6,700	122
123	281,000	287,100	-6,100	331,500	338,000	-6,500	362,800	369,700	-6,900	392,400	399,100	-6,700	123
124	281,400	287,500	-6,100	331,800	338,300	-6,500	363,100	370,000	-6,900	392,700	399,400	-6,700	124
125	281,800	287,900	-6,100	332,100	338,600	-6,500	363,400	370,300	-6,900	393,000	399,700	-6,700	125
126	282,200	288,300	-6,100	332,400	338,900	-6,500	363,700	370,600	-6,900	393,300	400,000	-6,700	126
127	282,600	288,700	-6,100	332,700	339,200	-6,500	364,000	370,900	-6,900	393,600	400,300	-6,700	127
128	283,000	289,100	-6,100	333,000	339,500	-6,500	364,300	371,200	-6,900	393,900	400,600	-6,700	128
129	283,300	289,500	-6,200	333,300	339,800	-6,500	364,600	371,500	-6,900	394,200	400,900	-6,700	129
130	283,700	289,900	-6,200	333,600	340,100	-6,500	364,900	371,800	-6,900	394,500	401,200	-6,700	130
131	284,100	290,300	-6,200	333,900	340,400	-6,500	365,200	372,100	-6,900	394,800	401,500	-6,700	131
132	284,500	290,700	-6,200	334,200	340,700	-6,500	365,500	372,400	-6,900	395,100	401,800	-6,700	132
133	284,800	291,000	-6,200	334,500	341,000	-6,500	365,800	372,700	-6,900	395,400	402,100	-6,700	133
134	285,100	291,400	-6,300	334,800	341,300	-6,500	366,100	373,000	-6,900	395,700	402,400	-6,700	134
135	285,400	291,800	-6,400	335,100	341,600	-6,500	366,400	373,300	-6,900	396,000	402,700	-6,700	135
136	285,700	292,100	-6,400	335,400	341,900	-6,500	366,700	373,600	-6,900	396,300	403,000	-6,700	136
137	286,000	292,400	-6,400	335,700	342,200	-6,500	367,000	373,900	-6,900	396,600	403,300	-6,700	137
138	286,300	292,800	-6,500	336,000	342,500	-6,500	367,300	374,200	-6,900	396,900	403,600	-6,700	138
139	286,600	293,100	-6,500	336,300	342,800	-6,500	367,600	374,500	-6,900	397,200	403,900	-6,700	139
140	286,900	293,400	-6,500	336,600	343,100	-6,500	367,900	374,800	-6,900	397,500	404,200	-6,700	140
141	287,200	293,700	-6,500	336,900	343,400	-6,500	368,200	375,100	-6,900	397,800	404,500	-6,700	141
142	287,500	294,100	-6,600	337,200	343,700	-6,500	368,500	375,400	-6,900	398,100	404,800	-6,700	142
143	287,800	294,400	-6,600	337,500	344,000	-6,500	368,800	375,700	-6,900	398,400	405,100	-6,700	143
144	288,100	294,700	-6,600	337,800	344,300	-6,500	369,100	376,000	-6,900	398,700	405,400	-6,700	144

145	288,400	295,000	-6,600	338,100	344,600	-6,500	369,400	376,300	-6,900	399,000	405,700	-6,700	145
146	288,700	295,400	-6,700	338,400	344,900	-6,500	369,700	376,600	-6,900	399,300	406,000	-6,700	146
147	289,000	295,700	-6,700	338,700	345,200	-6,500	370,000	376,900	-6,900	399,600	406,300	-6,700	147
148	289,300	296,000	-6,700	339,000	345,500	-6,500	370,300	377,200	-6,900	399,900	406,600	-6,700	148
149	289,600	296,300	-6,700	339,300	345,800	-6,500	370,600	377,500	-6,900	400,200	406,900	-6,700	149
150	289,900	296,600	-6,800	339,600	346,100	-6,500	370,900	377,800	-6,900				150
151	290,200	297,000	-6,800	339,900	346,400	-6,500	371,200	378,100	-6,900				151
152	290,500	297,300	-6,800	340,200	346,700	-6,500	371,500	378,400	-6,900				152
153	290,800	297,600	-6,800	340,500	347,000	-6,500	371,800	378,700	-6,900				153
154	291,100	298,000	-6,900	340,800	347,300	-6,500	372,100	379,000	-6,900				154
155	291,400	298,300	-6,900	341,100	347,600	-6,500	372,400	379,300	-6,900				155
156	291,700	298,600	-6,900	341,400	347,900	-6,500	372,700	379,600	-6,900				156
157	292,000	298,900	-6,900	341,700	348,200	-6,500	373,000	379,900	-6,900				157
158	292,300	299,200	-6,900	342,000	348,500	-6,500	373,300	380,200	-6,900				158
159	292,600	299,500	-6,900	342,300	348,800	-6,500	373,600	380,500	-6,900				159
160	292,900	299,800	-6,900	342,600	349,100	-6,500	373,900	380,800	-6,900				160
161	293,200	300,100	-6,900	342,900	349,400	-6,500	374,200	381,100	-6,900				161
162	293,500	300,400	-6,900	343,200	349,700	-6,500	374,500	381,400	-6,900				162
163	293,800	300,700	-6,900	343,500	350,000	-6,500	374,800	381,700	-6,900				163
164	294,100	301,000	-6,900	343,800	350,300	-6,500	375,100	382,000	-6,900				164
165	294,400	301,300	-6,900	344,100	350,600	-6,500	375,400	382,300	-6,900				165
166	294,700	301,600	-6,900	344,400	350,900	-6,500	375,700	382,600	-6,900				166
167	295,000	301,900	-6,900	344,700	351,200	-6,500	376,000	382,900	-6,900				167
168	295,300	302,200	-6,900	345,000	351,500	-6,500	376,300	383,200	-6,900				168
169	295,600	302,500	-6,900	345,300	351,800	-6,500	376,600	383,500	-6,900				169
170	295,900	302,800	-6,900	345,600	352,100	-6,500	376,900	383,800	-6,900				170
171	296,200	303,100	-6,900	345,900	352,400	-6,500	377,200	384,100	-6,900				171
172	296,500	303,400	-6,900	346,200	352,700	-6,500	377,500	384,400	-6,900				172
173	296,800	303,700	-6,900	346,500	353,000	-6,500	377,800	384,700	-6,900				173
174	297,100	304,000	-6,900	346,800	353,300	-6,500	378,100	385,000	-6,900				174
175	297,400	304,300	-6,900	347,100	353,600	-6,500	378,400	385,300	-6,900				175
176	297,700	304,600	-6,900	347,400	353,900	-6,500	378,700	385,600	-6,900				176
177	298,000	304,900	-6,900	347,700	354,200	-6,500	379,000	385,900	-6,900				177
178	298,300	305,200	-6,900	348,000	354,500	-6,500	379,300	386,200	-6,900				178
179	298,600	305,500	-6,900	348,300	354,800	-6,500	379,600	386,500	-6,900				179
180	298,900	305,800	-6,900	348,600	355,100	-6,500	379,900	386,800	-6,900				180
181	299,200	306,100	-6,900	348,900	355,400	-6,500	380,200	387,100	-6,900				181
182	299,500	306,400	-6,900	349,200	355,700	-6,500	380,500	387,400	-6,900				182
183	299,800	306,700	-6,900	349,500	356,000	-6,500	380,800	387,700	-6,900				183
184	300,100	307,000	-6,900	349,800	356,300	-6,500	381,100	388,000	-6,900				184
185	300,400	307,300	-6,900	350,100	356,600	-6,500	381,400	388,300	-6,900				185
186	300,700	307,600	-6,900	350,400	356,900	-6,500	381,700	388,600	-6,900				186
187	301,000	307,900	-6,900	350,700	357,200	-6,500	382,000	388,900	-6,900				187
188	301,300	308,200	-6,900	351,000	357,500	-6,500	382,300	389,200	-6,900				188
189	301,600	308,500	-6,900	351,300	357,800	-6,500	382,600	389,500	-6,900				189
190	301,900	308,800	-6,900	351,600	358,100	-6,500	382,900	389,800	-6,900				190
191	302,200	309,100	-6,900	351,900	358,400	-6,500	383,200	390,100	-6,900				191
192	302,500	309,400	-6,900	352,200	358,700	-6,500	383,500	390,400	-6,900				192
193	302,800	309,700	-6,900	352,500	359,000	-6,500	383,800	390,700	-6,900				193
194	303,100	310,000	-6,900	352,800	359,300	-6,500							194

26市給与改定の状況

平成27年2月18日現在

給料表の改定率	自治体数	自治体名
△1.7% (地域手当改定率+1%)	1市	小金井市
△1.7% (地域手当改定率+2%)	4市	青梅市、調布市、 小平市、東村山市
改定前の給与額を保障	13市	立川市、武蔵野市、 三鷹市、昭島市、 日野市、国分寺市、 国立市、福生市、 狛江市、東大和市、 東久留米市、あきる野市、 西東京市
未定	8市	八王子市、府中市、 町田市、清瀬市、 武蔵村山市、多摩市、 稲城市、羽村市

26市地域手当の状況

平成27年2月18日現在

市名	平成26年度	平成27年度		制度完成時
	国基準支給割合	実支給率	国基準支給割合	
小金井市	10%	11%	11%	15%
八王子市	12%	未定	13%	15%
立川市	12%	12%	12%	12%
武蔵野市	15%	15%	15%	16%
三鷹市	10%	15%	10%	10%
青梅市	10%	12%	11%	15%
府中市	12%	未定	13%	15%
昭島市	12%	13%	13%	15%
調布市	12%	14%	13%	16%
町田市	15%	未定	15%	16%
小平市	12%	14%	13%	16%
日野市	12%	13%	13%	16%
東村山市	10%	12%	11%	15%
国分寺市	15%	15%	15%	16%
国立市	15%	15%	15%	15%
福生市	15%	15%	15%	15%
狛江市	15%	16%	15%	16%
東大和市	10%	10%	10%	12%
清瀬市	15%	未定	15%	16%
東久留米市	6%	10%	6%	6%
武蔵村山市	3%	未定	3%	3%
多摩市	15%	未定	15%	16%
稲城市	15%	未定	15%	15%
羽村市	6%	未定	6%	6%
あきる野市	10%	10%	10%	10%
西東京市	15%	15%	15%	15%

議案第25号資料5

26市期末手当の算定期間における1か月以下の育児休業期間の取扱いの状況

平成27年2月18日現在

市名	算定期間対象
小金井市	○
八王子市	○
立川市	○
武蔵野市	○
三鷹市	○
青梅市	○
府中市	○
昭島市	○
調布市	—
町田市	○
小平市	—
日野市	○
東村山市	—
国分寺市	—
国立市	—
福生市	—
狛江市	○
東大和市	—
清瀬市	○
東久留米市	○
武蔵村山市	—
多摩市	○
稲城市	○
羽村市	—
あきる野市	○
西東京市	—

※ 1か月以下の育児休業期間を期末手当の算定対象期間にする場合は、算定期間対象を「○」としており、小金井市については、平成27年4月1日施行を予定している。

地方公務員の給与制度の総合的見直しに基づく平成27年4月1日付け給与改定の概要

1 改定概要

地方公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた改定を実施。具体的には、行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)については、平均1.7%の減を実施するとともに、地域手当について、10%から11%とし、退職手当の調整額の単価を1,000円から1,075円に改定する。

2 国・東京都制度との比較

(1) 比較概要

種別	国	東京都			小金井市			
給料	減額率等	△2.0%	△1.7%			△1.7%		
	その他	3年間の経過措置適用	新3級切替者の一部に経過措置適用			—		
地域手当	平成27年度 人事院勧告 (0%~18%)	現行	平成27年度 人事院勧告	平成27年度 予定	現行	平成27年度 人事院勧告	平成27年度 予定	
		18%	18%	20%	10%	11%	11%	
退職手当 (調整額)	現行	16,700円~79,200円	1,000円			1,000円		
	改正後	21,700円~95,400円	1,075円			1,075円		

注1：新3級とは、改定前の3級と4級を統合再編した東京都3級表を指す。

(2) 改正後の東京都給料表比較

対象	東京都	小金井市	備考
行政職給料表(1)	1級	1級	—
	2級	2級	—
	新3級	3級	東京都配分変更表3級に同じ
		4級	東京都新3級表に同じ
	4級	5級	東京都4級表に同じ
5級	6級	東京都5級1号給に同じ	

注1：新3級とは、改定前の3級と4級を統合再編した東京都3級表を指す。

注2：行政職給料表(2)については、東京都給料表と同じ。

3 改定影響額

(千円)

	給料	地域手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	合計
改定後	2,376,404	273,171	641,247	338,124	132,126	3,761,072
改定前	2,414,951	252,192	645,496	340,360	132,446	3,785,445
差額	△ 38,547	20,979	△ 4,249	△ 2,236	△ 320	△ 24,373

注1：平成26年4月1日現在の状況を基に試算

注2：退職手当については、平成28年3月31日付け定年退職予定者の影響額を試算

議案第26号

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方公務員の給与制度の総合的見直しに基づき、退職手当の調整額の見直しを図るため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「1,000円」を「1,075円」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第26号資料1

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(退職手当の調整額) 第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する月からその者が属している月の属する月までの各月ごとに当該各月に定める点数を合計した点数1点につき1,075円を乗じて得た額とする。 (1) } 省略 } 省略 (6) } 2 } 省略 } 省略 4 }</p> <p>付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(退職手当の調整額) 第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する月からその者が属している月の属する月までの各月ごとに当該各月に定める点数を合計した点数1点につき1,000円を乗じて得た額とする。 (1) } 省略 } 省略 (6) } 2 } 省略 } 省略 4 }</p>	<p>調整額の改正</p>

26市退職手当調整額単価改定の状況

平成27年2月18日現在

市名	調整額単価	
	改定前	改定後
小金井市	1,000円	1,075円
八王子市	1,000円	未定
立川市	1,000円	1,075円
武蔵野市	1,000円	1,075円
三鷹市	1,000円	1,075円
青梅市	1,000円	1,075円
府中市	1,000円	未定
昭島市	1,000円	1,075円
調布市	1,000円	1,075円
町田市	1,000円	未定
小平市	1,000円	1,075円
日野市	1,000円	1,000円
東村山市	1,000円	1,075円
国分寺市	1,000円	1,075円
国立市	1,000円	1,075円
西東京市	1,000円	1,075円
東京都市町村職員退職手当組合	1,000円	未定

※ 東京都市町村職員退職手当組合構成市：福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市及びあきる野市

地方公務員の給与制度の総合的見直しに基づく退職手当の調整額について

1 改定概要

地方公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた改定を実施。具体的には、行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)については、平均1.7%の減を実施するとともに、地域手当について、10%から11%とし、退職手当の調整額の単価を1,000円から1,075円に改定する。

2 国・東京都制度との比較

種別	国	東京都			小金井市			
退職手当 (調整額)	現行	16,700円～79,200円	1,000円			1,000円		
	改正後	21,700円～95,400円	1,075円			1,075円		
給料	減額率等	△2.0%	△1.7%			△1.7%		
	その他	3年間の経過措置適用	新3級切替者の一部に経過措置適用			—		
地域手当	平成27年度 人事院勧告 (0%～18%)	現行	平成27年度 人事院勧告	平成27年度 予定	現行	平成27年度 人事院勧告	平成27年度 予定	
		18%	18%	20%	10%	11%	11%	

注1：新3級とは、改定前の3級と4級を統合再編した東京都3級表を指す。

3 改定影響額

(千円)

	退職手当	給料	その他の手当	合計
改定後	132,126	2,376,404	1,252,542	3,761,072
改定前	132,446	2,414,951	1,238,048	3,785,445
差額	△ 320	△ 38,547	14,494	△ 24,373

注1：平成26年4月1日現在の状況を基に試算

注2：退職手当については、平成28年3月31日付け定年退職予定者の影響額を試算

注3：その他の手当は、地域手当、期末手当及び勤勉手当を指す。

議案第 27 号

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 23 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人員に関する基準（第3条・第4条）

第3章 運営に関する基準（第5条—第29条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第30条—第32条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（基本方針及び一般原則）

第2条 指定介護予防支援（法第58条第1項の指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項の指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項の指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又

は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、小金井市（以下「市」という。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2の老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条の運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条の規定による基本方針及び利用者の希望に基づき作

成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号の方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はそ

の家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第9条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項の介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条に規定する利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)の地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払

われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、東京都国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第15条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第16条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項の介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第17条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第20条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第21条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第23条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第31条第9号のサービス担

当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第25条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第26条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項の指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の東京都国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して東京都国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して東京都国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、東京都国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を東京都国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第27条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第28条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第29条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第31条第14号の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第31条第7号のアセスメントの結果の記録

- ウ 第31条第9号のサービス担当者会議等の記録
 - エ 第31条第15号の規定による評価の結果の記録
 - オ 第31条第16号のモニタリングの結果の記録
- (3) 第16条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 第26条第2項の苦情の内容等の記録
 - (5) 第27条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第30条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項の介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条の規定による基本方針及び前条の規定による基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号の予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービ

ス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合につ

いては、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (16) 担当職員は、第14号の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リ

ハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項の指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項の要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号の介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されている

ときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項の認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類もしくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第32条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45の地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号の介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第33条 第1章から前章までの規定（第1条、第2条第5項並びに第26条第6項及び第7項の規定を除く。）は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号の基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項の介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項の特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 27 号資料 1

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

1 条例制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）が成立し、これまで国が定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「厚生労働省令」という。）及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準を市の条例で定めることとされた。

2 介護予防支援とは

介護予防支援とは、平成 18 年度に創設されたもので、要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けた方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成やサービス事業所との連絡・調整などを行う事業を指す。現在、小金井市では 4 箇所の地域包括支援センターを介護予防支援事業所として指定しており、サービス提供を行っている。

3 条例制定の基準について

市が条例で基準を定める際には、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく厚生労働省令に定めるところにより、以下の基準に基づき、定めることとされている。

類型	異なるものを定めることの許容の程度
「従うべき基準」	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

「標準とすべき基準」	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
「参酌すべき基準」	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

具体的にどの規定がいかなる類型に属するかは、以下の表のとおりとする。条例の制定に当たっては、現行の国の基準（厚生労働省令をいう。）に十分な合理性があることから、国の基準どおりとし、市独自基準は定めないものとする。

類型	具体的内容	対象となる条文
「従うべき基準」	(1) 従業者の員数	第3条
	(2) 管理者	第4条
	(3) 内容及び手続の説明及び同意	第5条第1項及び第2項
	(4) 提供拒否の禁止	第6条
	(5) 秘密保持	第23条
	(6) 事故発生時の対応	第27条
「標準とすべき基準」	該当なし	—
「参酌すべき基準」	上記以外の事項についての基準	上記以外の条文

4 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準

申請者の法人格の有無に係る基準については、以下のとおり定めることとする。

介護保険法の条項	市の方針
介護保険法第115条の22第3項により、介護保険法施行規則で定める基準に従い市が定める基準	介護保険法施行規則第140条の34の2の規定により、法人とする（条例第2条第5項）。

小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例概要

区 分		条例の概要	条番号
趣旨		条例の趣旨	1
基本方針及び一般原則		基本方針及び一般原則	2
人員基準	従業者の員数	事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数	3
	管理者	事業所ごとに常勤専従の管理者を配置すること。	4
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	サービス提供に際し、利用申込者に重要事項を説明し同意を得ること等	5
	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	6
	サービス提供困難時の対応	サービス提供困難時の対応	7
	受給資格等の確認	サービス提供を求められた場合は、被保険者証により、要支援認定の有無等を確認すること等	8
	要支援認定の申請に係る援助	要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定申請が行われるよう必要な援助を行うこと。	9
	身分を証する書類の携行	職員に身分を証する書類を携行させること。	10
	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、利用者から利用料の一部として支払を受けること等	11
	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けたときは、指定介護予防支援提供証明書を交付すること。	12
	指定介護予防支援の業務の委託	指定介護予防支援の業務を委託する場合の遵守事項	13
	法定代理受領サービスに係る報告	市や国保連等に法定代理受領サービスに係る情報を報告すること。	14
	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	利用者の申出等に応じ、介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付すること。	15
	利用者に関する市への通知	利用者が正当な理由なしに指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認めるとき等は、市に通知すること。	16
	管理者の責務	管理者の責務として行う事項	17
	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。	18
	勤務体制の確保等	担当職員の勤務の体制を定めること等	19
	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有し、設備及び備品を確保すること。	20
	従業者の健康管理	担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。	21
	掲示	運営規程等を見やすい位置に掲示すること。	22
	秘密保持	正当な理由なく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならないこと等	23
	広告	虚偽又は誇大な広告の禁止	24
事業者等からの利益收受の禁止等	サービス事業者等からの財産上の利益の收受の禁止等	25	
苦情処理	苦情に対し迅速かつ適切に対応すること等	26	

区 分		条例の概要	条番号
運営基準	事故発生時の対応	事故発生時には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うこと等	27
	会計の区分	事業所ごとに経理を区分すること等	28
	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくこと。	29
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防支援の基本取扱方針	医療サービスとの連携や目標指向型の介護予防サービス計画を策定すること等	30
	指定介護予防支援の具体的取扱方針	地域住民による自発的な活動によるサービスを含め情報提供を行い継続的に支援を行うこと等	31
	介護予防支援の提供に当たっての留意点	利用者の日常生活自立のための取組を総合的に支援することにより生活の質の向上を目指すこと等	32
基準該当介護予防支援に関する基準	準用	基準該当介護予防支援事業の事業について準用する。	33

議案第28号

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関
する法律の施行に伴う介護保険法の改正等により、規定を整備する必要があるため、
本案を提出するものであります。

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一の敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項の表」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項の表」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項の表」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第12項中「第191条第10項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号」を「第191条第10項の規定により同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げ	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医	介護職員
--------------------------	--	------

る施設等のいずれかが併設されている場合	療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「もしくは同一敷地内」を「同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項の表」に改める。

第109条中「（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）」を削る。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サー

ビス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第13項中「もしくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第190条中「以下「指定複合型サービス」という」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの事業」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の事業」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの提供」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の提供」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「登録者（指定複合型サービス）」を「登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護）」に、「指定複合型サービス事業をいう」を「指定看護小規模多機能型

居宅介護をいう」に、「居宅において行う複合型サービス」を「居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「居宅において行う指定複合型サービス」を「居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの事業」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の事業」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じて右欄に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人

29人	18人
-----	-----

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し並びに同条各号列記以外の部分、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」

を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

第201条第2項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項の表」に改める。

第2条 小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた場合においては、第1条の規定による改正前の小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定は、なおその効力を有する。

議案第28号資料

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第8章 } 省略</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 } 省略</p> <p>第4節 } 省略</p> <p>第10章 省略</p> <p>付則</p> <p>(従業者の配置基準)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければなら</p>	<p>目次</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第8章 } 省略</p> <p>第9章 複合型サービス</p> <p>第1節 } 省略</p> <p>第4節 } 省略</p> <p>第10章 省略</p> <p>付則</p> <p>(従業者の配置基準)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければなら</p>	<p>名称の変更</p>

ない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 } 省略
4 }

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一の敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) } 省略
(2) }
(4) }

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、第82条第6項の表、第83条第3項及

ない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 } 省略
4 }

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) } 省略
(2) }
(4) }

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、第82条第6項第1号、第83条第3項

基準の変
更

同上

規定の整

<p>及び第84条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設 (第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項の表において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項の表において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p>	<p>及び第84条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設 (第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第2号において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項第3号において同じ。)</p> <p>(8) 指定複合型サービス事業所 (第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p>	<p>備</p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>名称の変更</p>
<p>(9) } 省略 ? } (11) }</p> <p>6 } 省略 ? } 11 }</p>	<p>(9) } 省略 ? } (11) }</p> <p>6 } 省略 ? } 11 }</p>	
<p>1 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者 (指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護 (指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき (同条第5項の</p>	<p>1 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者 (指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護 (指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき (同条第5項の</p>	

<p>規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき、及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除外。）は、当該指定訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行う</p> <p>い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問介護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であ</p>	<p>規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき、及び第191条第10項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除外。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に</p>	<p>規定の整備</p>
<p>規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき、及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除外。）は、当該指定訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行う</p> <p>い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問介護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であ</p>	<p>規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき、及び第191条第10項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除外。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に</p>	<p>規定の整備</p>

って、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勧
 案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介
 護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約
 に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることが
 できる。

3 } 省略
 4 }

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介
 護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要
 介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に
 規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認
 知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同
 じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自
 立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上
 を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによ
 り、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利
 用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければ
 ならない。

(設備及び備品等)

第63条 省略
 2 } 省略
 3 }

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介
 護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独

支障がないときは、市長が地域の実情を勧案し適切と認める範囲
 内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問
 サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契
 約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせること
 ができる。

3 } 省略
 4 }

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介
 護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要
 介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2
 に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の
 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同
 じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自
 立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世
 話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消
 及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負
 担の軽減を図るものでなければならぬ。

(設備及び備品等)

第63条 省略
 2 } 省略
 3 }

届出に關
 する規定

同上

基準の変
 更

型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46

の新設

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に

基準の変更

規定の整備

条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。) 指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) もしくは指定介護予防支援 (法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設 (法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。) もしくは指定介護療養型医療施設の運営 (第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。

(事故発生時の対応)

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

規定する指定居宅介護支援をいう。) 指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。) 指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。) もしくは指定介護予防支援 (法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設もしくは指定介護療養型医療施設の運営 (第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。

事故発生
時の対応
に関する
規定の新
設

<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 省略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第31条に規定する運営規程とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護看護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 省略</p> <p>2 } 省略 (3) } 5 }</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 省略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護看護従業者」と、「第34条中「定期巡回・随時対応型通所介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護看護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 省略</p> <p>2 } 省略 (3) } 5 }</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p>
--	---	------------------------

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておるときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等がいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（昭和23年法律第205号）第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等がいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、

基準の変更

6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておるときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、

指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所において当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）に置くべき訪問サービスとの密接な連携の下に運営される小規模多機能型居宅介護事業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の処遇が適切に行われるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者（第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の処遇が適切に行われるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護事業者を置かないことができる。

9 省略

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事す

指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスを提供に当たると小規模多機能型居宅介護事業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護事業者又は複合型サービス事業者（第191条第1項に規定する複合型サービス事業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護事業者を置かないことができる。

9 省略

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事す

名称の変更

る介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 } 省略
13 }

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、一体的な運営を行っている場合は、これらに係る職務を含む。）もしくは法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第

る介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 } 省略
13 }

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務もしくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらに係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

基準の変
更

1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものと
する。

2 省略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項、及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18

2 省略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項、及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18

規定の整備

基準の変更

人) 以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第91条 省略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを

人) 以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで

(2) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第91条 省略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを

基準の変更

同上

前提としつつ、利用者が第82条第6項の表に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにならなければならない。

(従業者の員数)

第110条 省略

2 } 省略
3 }

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、

前提としつつ、利用者が第82条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにならなければならない。

(従業者の員数)

第110条 省略

2 } 省略
3 }

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

規定の整備

同上

名称の変更

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5 } 省略
6 }

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならぬ。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 } 省略
9 } (管理者)
10 }

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 省略
(設備に関する基準)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住

又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5 } 省略
6 }

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならぬ。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 } 省略
9 } (管理者)
10 }

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2 省略
(設備に関する基準)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住

名称の変更

同上

居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2 } 省略
 7 }

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数)
 第130条 省略

2 } 省略
 8 }

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事

居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2 } 省略
 7 }

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数)
 第130条 省略

2 } 省略
 8 }

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員

基準の変更

規定の整備

名称の変更

業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いておき、又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いておき、当該指定地域密着型特定施設（介護型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第135条 削除

に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いておき、又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いておき、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設

名称の変更

同上

条の削除

入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第148条 省略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 省略
- (8) }

(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

(従業者の員数)

第151条 省略

- 2 } 省略
- 3 }

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本

号の削除

基準の変
更

(記録の整備)

第148条 省略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 省略
- (8) }

(従業者の員数)

第151条 省略

- 2 } 省略
- 3 }

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条

第1項第3号において同じ。) 介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 } 省略
 6 }
 7 }

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設
 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) } 省略
 (3) }

9 } 省略
 10 }
 11 }

1 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事

体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 } 省略
 6 }
 7 }

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) } 省略
 (3) }

9 } 省略
 10 }
 11 }

1 2 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事

基準の変更

業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第1条第29条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の医師にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設等の医師にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設等の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められることができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）及び指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設等の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 省略

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介

業所又は指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設等の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設等の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 省略

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員

規定の整備

基準の変更

名称の変更

護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービスマニユアル第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条もしくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービスマニユアル第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とす

については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービスマニユアルの介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービスマニユアル又は指定地域密着型介護予防サービスマニユアル第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条もしくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービスマニユアル第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

基準の追加

る。)とする。

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) }
- (2) }
- (5) } 省略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

- (7) }
- (8) }
- (9) } 省略

2 省略

(記録の整備)

第176条 省略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) }
- (2) }
- (5) } 省略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとする。

- (7) }
- (8) }
- (9) } 省略

2 省略

(記録の整備)

第176条 省略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

基準の変更

<p>(1) } 省略 (2) } (6) }</p>	<p>(7) <u>次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (設備) 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとする。</u></p> <p>(4) } 省略 (5) }</p> <p>2 省略 第9章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> (基本方針) 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介</p>	<p>保存する 記録の追加</p>
<p>(1) } 省略 (2) } (6) }</p>	<p>(設備) 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとする。</u></p> <p>(4) } 省略 (5) }</p> <p>2 省略 第9章 <u>複合型サービス</u> (基本方針) 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (以下「指定複合型サービス」という。)の事業は、指定居宅サ</p>	<p>基準の変更</p> <p>名称の変更 同上</p>

護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者)に登録を受けた者)をいう。以下同じ。)の提供に当たるとして、1以上及び1以上及び

訪問サービス(複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス(本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定介護事業所又はサテライト型指定介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。))をいう。以下この章において同

サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 指定複合型サービスの事業を行う者(以下「指定複合型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定複合型サービス事業所」という。)ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者(以下「複合型サービス従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者)をいう。以下同じ。)を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービスの数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス(本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。))をいう。以下この章において同

名称の変更

同じ。)の提供に当たたる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たたる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たたる者を1以上及び宿直勤務に当たたる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 省略

3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。

5 省略

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たたる看護小規模多

れる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たたる者を1以上及び宿直勤務に当たたる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 省略

3 第1項の複合型サービス従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。

5 省略

6 宿泊サービス(登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス(本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たたる複合型サービス従業者を置かないことができる。

機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等に併設されている場合において、前各項に定める人員に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) } 省略
? }
(4) }

8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 省略

10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1号イ

7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) } 省略
? }
(4) }

8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 省略

10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされ

に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされるとき、及び第6条第1項第2号の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 省略

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第173条に規定する厚生労働大臣が定

ているとき、及び第6条第1項第2号の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第192条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 省略

(指定複合型サービス事業者の代表者)

第193条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第173条に規定する厚生労働大臣が定

名称の変更

する者であって、基準省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師もしくは看護師でなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じて右欄に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 省略

(設備及び備品等)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な

める研修を修了しているもの又は保健師もしくは看護師でなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人以下とする。

2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで

(2) 省略

(設備及び備品等)

第195条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなけ

名称の変更

基準の変更

名称の変更

<p>設備及び備品等を備えなければならぬ。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7. 43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合</u>であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6. 4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会を確保し、地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱い方針)</p> <p>第196条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する</p>	<p>ればならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7. 43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合</u>であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6. 4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定複合型サービス</u>の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会を確保し、地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>(指定複合型サービスの基本取扱い方針)</p> <p>第196条 <u>指定複合型サービス</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サ</p>	<p>名称の変更</p>	<p>同上</p>
---	--	--------------	-----------

指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利

用サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定複合型サービスの具体的取扱方針)

第197条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保

用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものを含む。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行われなければならない。

(10) } 省略
(11) }

護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

(8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(9) 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものを含む。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行われなければならない。

(10) } 省略
(11) }

<p>ない。</p>	<p>3 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切にサービスを組み合わせた<u>看護及び介護</u>を行わなければならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成した際には、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成後においても、常に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>看護小規模</u></p>
<p>ない。</p>	<p>3 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の<u>複合型サービス従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した<u>複合型サービス計画</u>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切にサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた<u>看護及び介護</u>を行わなければならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>を作成した際には、当該<u>複合型サービス計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成後においても、常に<u>複合型サービス計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>複合型サービス計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>複合型サービス計画</u>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>複合型サ</u></p>

模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならぬ。

10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第200条 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者^に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(記録の整備)

第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 省略

(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

(3) } 省略

(4) }

(5) 第199条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

サービス報告書を作成しなければならない。

10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第200条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者^に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(記録の整備)

第201条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 省略

(2) 複合型サービス計画

(3) } 省略

(4) }

(5) 第199条第9項に規定する複合型サービス報告書

名称の変更

同上

(6) } 省略
(10)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から(中略)施行する。

(経過措置)

(6) } 省略
(10)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

名称の変更

規定の整備

	<p>2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた場合においては、第1条の規定による改正前の小井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定は、なおその効力を有する。</p>
--	--

(第2条関係)

改正条例	第1条による改正後条例	備考
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>介護保険法改正に伴う引用条項の改正</p>

<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第</p>	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第</p>
<p>介護保険 法改正に 伴う引用 条項の改 正</p>	<p>介護保険 法改正に 伴う引用 条項の改 正</p>

1 2 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第9 3 条において同じ。) が開催するサービスマン担当者会議(介護支援専門員が居宅サービスマン計画の作成のために居宅サービスマン計画の原案に位置付けた指定居宅サービスマン等(法第8 条第2 4 項に規定する指定居宅サービスマン等)をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスマン又は福祉サービスマンの利用状況等の把握に努めなければならない。

(基本方針)

第1 2 9 条 指定地域密着型サービスマンに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービスマン計画(法第8 条第2 1 項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)におい

1 2 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第9 3 条において同じ。) が開催するサービスマン担当者会議(介護支援専門員が居宅サービスマン計画の作成のために居宅サービスマン計画の原案に位置付けた指定居宅サービスマン等(法第8 条第2 3 項に規定する指定居宅サービスマン等)をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスマン又は福祉サービスマンの利用状況等の把握に努めなければならない。

(基本方針)

第1 2 9 条 指定地域密着型サービスマンに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービスマン計画(法第8 条第2 0 項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)におい

介護保険
法改正に
伴う引用
条項の改
正

同上

てその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

2 省略

(基本方針)

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならぬ。

2
? } 省略
4

てその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

2 省略

(基本方針)

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならぬ。

2
? } 省略
4

介護保険
法改正に
伴う引用
条項の改
正

付 則 (抄)

	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例中（中略）第2条の規定は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>2 省略</p>
--	---

議案第29号

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正等により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項の表」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに」を「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに」に改め、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項の表」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号に掲げる施設等の人員」を「同表の中欄に掲げる施設等の人員」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、「当該各号に掲げる施設等の職務」を「同表の中欄に掲げる施設等の職務」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「もしくは同一敷地内の」を「、同一敷地内の」に改め、「含む。）」の次に「もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて右欄に定める利用定員、サテライト型指定介護

予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項の表」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

第2条 小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第29号資料

小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正する条例新旧対照表
(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義等) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者をいう。 (2) } 省略 () } (6) } (設備及び備品等) 第7条 省略 2 } 省略 3 }</p> <p>4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> <p>5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単</p>	<p>(定義等) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者をいう。 (2) } 省略 () } (6) } (設備及び備品等) 第7条 省略 2 } 省略 3 }</p> <p>4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単</p>	<p>介護保険 法改正に伴う引用 条項の改正</p> <p>届出に関する規定 の新設</p> <p>項の線下</p>

独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすこと、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間もしくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項の表において同じ。）もしくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項の表において同じ。）の食堂もしくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事

独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすこと、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間もしくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項第2号において同じ。）もしくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂もしくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行

げ及び規定の整備

規定の整備

業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条もしくは第151条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 省略

（利用定員等）

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ご

う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条もしくは第151条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 省略

（利用定員等）

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

基準の変
更

とに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）、の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）もしくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条 省略

2 } 省略
3 }

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービ

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）、の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）もしくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項第4号において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条 省略

2 } 省略
3 }

事故発生時の対応

規定の整備

スの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(従業者の員数等)

第44条 省略

2

}

5 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。）	看護師又は准看護師

に関する規定の追加

(従業者の員数等)

第44条 省略

2

}

5 省略

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるに限る。）

型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
------------------------------------	--

師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うもの（以下「本事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たるとして指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たるとして指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模

名称の変更

多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 省略

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の職務に就くことができる。

11 } 省略
 13 }

(管理者)

多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 省略

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 } 省略
 13 }

(管理者)

名称の変更

介護保険法改正に伴う引用条項の改正
 規定の整備

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）もしくは法第115条の45第1項に規定する

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務もしくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

規定の整備

基準の変

介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 省略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

（登録定員及び利用定員）

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテ

更

2 省略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

（登録定員及び利用定員）

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテ

規定の整備

基準の変

ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスにおけるサービスご指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて右欄に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 省略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるように支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項の表に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスにおけるサービスご指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

(2) 省略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるように支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

更

基準の変
更

規定の整
備

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱い方針)

第66条 省略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 } 省略
5 }

(基本方針)

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第15項に規定する共同生活

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱い方針)

第66条 省略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 } 省略
5 }

(基本方針)

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活

規定の整備

基準の変更

介護保険

を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(設備及び備品等)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の事情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2 } 省略
7 }

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第26条第2項中

を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(設備及び備品等)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2 } 省略
7 }

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは

法改正に伴う引用条項の改正

基準の変更

規定の整備

<p>「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>付 則 (抄)</p> <p>この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から (中略) 施行する。</p> <p>(第2条関係)</p>	

改正条例	第1条による改正後条例	備考
<p>(利用定員)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法第8条第20項又は法第8</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法第8条第19項又は法第8</p>	<p>介護保険</p>

<p>条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとくに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとくに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の改正</p>
<p>条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとくに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとくに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の改正</p>

付 則 (抄)

この条列中 (中略) 第2条の規定は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号) 附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。